第50回コーデックス連絡協議会

日時: 平成24年9月25日(火)

 $14:00 \sim 17:00$

場所:厚生労働省専用第22会議室

議事次第

1. 議題

- ○最近検討された議題について
 - ①第35回 総会
 - ②第17回 生鮮果実・野菜部会
- ○今後検討される議題について
 - ①第32回 魚類・水産製品部会
 - ②第26回 加工果実・野菜部会
 - ③第18回 アジア地域調整部会
 - ④第44回 食品衛生部会
 - ⑤第34回 栄養・特殊用途食品部会
 - ⑥第7回 家畜の飼養に関する特別部会
- 2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

いわた しゅうじ 岩田 修二 特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長

鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長

かすみ たかふみ 春見 隆文 日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授

かどまひろし門間裕財団法人食品産業センター参与

かんだ としこ

神田 敏子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員

柴田 温 全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 リテール事業課 課長

たかや さとし 高谷 幸 社団法人 日本食品衛生協会 専務理事

^{たなか ひろゆき} 田中 弘之 東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授

世界 たかこ 道尾 隆子 家庭栄養研究会 副会長

平川 忠 日本食品添加物協会 常務理事

明義 財団法人 日本乳業技術協会 常務理事

やまうら やすあき 山浦 康明 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員

吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第50回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 24 年 9 月 25 日 (火)

	事務	局 等	事	務	局 等	
		辻山調査官 〇				
	吉池 委員〇					
	山根 委員〇				○岩田	委員
	山浦 委員〇				○鬼武	委員
	細野 委員〇				○門間	委員
		平川 委員	○ 選尾 委員			
_		報	道 等			
		傍下聴((60名)			

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 35 回 コーデックス総会

日時 : 2012年7月2日(月)~7月7日(土)

場所: ローマ (イタリア)

議題

1.	議題の採択
2.	第 66・67 回執行委員会の報告
3.	手続きマニュアルの改訂
4.	ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略する勧告を付して
	ステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出され
	たものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の改訂
8.	新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案
9.	部会及び特別部会から総会に付託された事項
10.	コーデックス委員会の戦略計画
11.	FAO 及び WHO から提起された事項
12.	財政及び予算に関する事項
13.	コーデックス委員会とその他の国際機関との関係
14.	コーデックス委員会議長及び副議長の選出
15.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
16.	その他の作業
17.	報告書の採択

第35回コーデックス総会 概要

1. 日時及び開催場所

日時:2012年7月2日(月)~7月7日(土)

場所:ローマ(イタリア)

2. 参加国及び国際機関

147 加盟国、1 加盟機関、37 国際機関 合計 623 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長 山内 和志

農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課 調査官 辻山 弥生

厚生労働省 医薬食品局食品安全部 参与 吉倉 廣

農林水産省 消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官 近藤 喜清

厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 横田 栄一

国際調整専門官

4. 概要

議題1. 議題の採択

議題 16「その他の作業」において、①コーデックスのロゴマークの使用に関する提案、②コーデックス委員会の 50 周年の祝賀行事、③ハーブ、スパイス及びそれらの加工品に関する部会の設置に関する提案、④インドネシアで開催予定の次回 CCFFP に関する情報、を追加することとされた。

また、議長より、会期内の総会2日目にラクトパミンのMRLに関する特別集会 (facilitated discussion) の開催について提案があり了承された。

議題2. 第66・67回執行委員会の報告

前回の総会以降に開催された執行委員会の報告が議長からなされた。次期戦略計画については執行委員会の下に小委員会(Sub-Committee)を設置し、各地域調整部会の意見も踏まえ、2013年の3月までに最終案を策定して次回総会で採択を求める旨の報告があった。また、FAO/WHOが行う科学的助言への財政的支援の問題に関して、執行委員会の下に小委員会を設置して更なる財源を検討することとなった旨報告があった。

議題3. 手続きマニュアルの改訂

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス規格にお	コーデックスの枠組みの中で知的所有権を伴う分析	案の通り最終採択された。
ける知的所有権を伴う	法(Proprietary methods)を位置づける際の原則。	
分析法の使用に関する		
規定		

〈食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
CCFH が適用するリスク	コーデックス戦略計画の Activity2.2 (各部会で策定	案の通り最終採択された。
分析の原則と手続の改	されたリスク分析の原則の見直し)に従って「CCFH	
訂	が適用するリスク分析の原則と手続」のレビューを行	
	ったもの。付属文書については一部項目を本体文書に	
	移動した上で削除し、今後適切な掲載場所を決めるこ	
	ととされた。	

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
CCFA が適用するリスク	第 44 回 CCFA で「CCFA 及び CCCF に適用されるリスク	案の通り最終採択された。
分析の原則	分析の原則」を二つに分離し、CCFAと CCCF のそれぞ	
	れのニーズにあった文書を作成することで合意され、	

今回その改訂を行ったもの。	

〈食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
CCCF が適用するリスク	第5回 CCCF において「CCFA 及び CCCF に適用される	案の通り最終採択された。
分析の原則	リスク分析の原則」を食品添加物に関するものと汚染	
	物質に関するものに分割することについて合意され、	
	今回その改訂を行ったもの。	
汚染物質の定義の改訂	汚染物質の定義について飼料も含めるよう改訂する	案の通り最終採択された。なお、我が国から改訂案
	もの。なお、飼料から食品への移行により不可避/非	では飼料中に意図的に添加した物質は含まれない点
	意図的に食品中に存在する飼料中の添加物及び残留	について指摘し、現在行っている GSCTFF の見直し
	物については、食品安全に関連する場合には既に汚染	作業の中で汚染物質の定義と当該文書との不整合に
	物質の定義に含まれるとされている。	ついては精査することとされた。

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
「CCRVDF が適用するリ	コーデックス戦略計画の Activity2.2(各部会で策定	案の通り最終採択された。なお、整合性を図る観点
スク分析の原則」及び	されたリスク分析の原則の見直し)に従って「CCRVDF	から、一般原則部会(CCGP)次回会合において本
「食品中の残留動物用	が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動	ドキュメントをレビューできる旨確認された。
医薬品の MRL 設定のため	物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」	
のリスク評価ポリシー」	について所要の改訂を行うもの。	
の改訂案		

<u>議題4.ステップ8の規格案と関連文書(ステップ6,7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化</u> 手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part 1 ステップ8、迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養参照量 (NRVs) の改	栄養参照量(1日当たり)として飽和脂肪酸 20g	ステップ 5/8 で総会に諮られたが、マレーシアが「一
訂原案	(2000kcal 当たり)、ナトリウム 2000mg を設定する	般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患の
	改訂原案。	リスクと関わりのあるある栄養素の栄養参照量
		(NRVs-NCD) を設定するための一般原則案」がステ
		ップ3であり、主要な論点が未解決であるため最終
		採択に反対したことから、ステップ 5 で採択し、部
		会で再検討することとされた。

〈食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
食品中のウイルス制御	食品中のウイルス、特にノロウイルス、A型肝炎ウイ	編集上の修正を加えた上で、案の通り最終採択され
に関する食品衛生一般	ルスの制御に関する食品衛生一般原則の適用に係る	た。また、本ガイドラインを、情報提供/コメント
原則の適用に係るガイ	ガイドライン原案。	のために魚類・水産製品部会(CCFFP)に送ること
ドライン原案		となった。
生鮮野菜・果実に関する	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に付属するメロ	案の通り最終採択された。

衛生実施規範のメロン	ンに関する文書原案。食中毒原因菌について、サルモ	
に関する付属文書原案	ネラ属菌の他に、昨今の食中毒事例を踏まえてリステ	
	リア・モノサイトゲネスを例示している。	

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
食品添加物の一般規格	GSFA の Table1,2 及び3に含める食品添加物条項案及	野菜ジュース及びネクター類のリン酸塩及び食用ケ
(GSFA) の食品添加物条	び原案。Table1,2 ではカラメルⅢ、Ⅳやリン酸塩な	ーシングのソルビン酸に関する条項は CCFA に差し
項案及び原案	ど 20 種類の食品添加物について規格を策定するも	戻すこととされ、その他は案の通り最終採択された。
	の。また、GSFAの Table3 にリコピンなど 5 つの食品	EU、クロアチア、エジプト、ノルウェー、チリ及び
	添加物を追加するもの。	米国がそれぞれ一部の食品添加物について留保し
		た。
食用塩の規格(CODEX	食用塩の規格のうち分析・サンプリング法の項目につ	案の通り最終採択された。
STAN 150-1985)の改訂案	いて、前回の部会で CCMAS で承認されなかった分析法	コロンビアが留保した。
	は除外し、総会に諮ることとなった。	
食品添加物国際番号シ	INSに掲載されている食品添加物の名称及び用途の改	第67回執行委員会の指摘に従い、ヘキサメタリン酸
ステム (INS) の改訂原	訂、追加又は削除を行うもの。	カリウムナトリウムのINS番号の修正及びケイ酸ア
案		ルミニウムカリウムは CCFA に差し戻すこととされ
		た。その他は案の通り最終採択された。
第 74 回 JECFA において	第74回FAO/WTO合同食品添加物専門家会議(JECFA)	案の通り最終採択された。
設定された食品添加物	において設定された22の食品添加物(新規及び改訂)	
の同一性及び純度に関	に関する規格原案。	
する規格		

〈食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
食品中のメラミンの最	液体乳児用調製乳におけるメラミンの最大基準値案	案の通り最終採択された。
大基準値案(液体乳児用	を 0.15 mg/kg とし、メラミンの検出が食品に接触す	
調製乳)	る素材からの移行に起因すること証明された場合は、	
	最大基準値を適用しない旨の注釈については削除す	
	ることで合意されたもの。	
乾燥イチジク中の総ア	乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原	案の通り最終採択された。
フラトキシンの最大基	案について 10 μg/kg とし、関連するサンプリングプ	
準値原案 (サンプリング	ランを設定するもの。	
プランを含む)		

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬の最大残留基準値	第44回CCPRにおいてステップ8で合意された3農薬	案の通り最終採択された。
(MRL) 案及び改訂案	の MRL 案	EU が tebuconazole について留保した。
農薬の MRL 原案及び改訂	第 44 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 19	案の通り最終採択された。
原案	農薬のMRL 案	EU、ノルウェー、エジプト及びコロンビアがそれぞ
		れ一部の農薬について留保した。
食品及び動物用飼料の	食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、果実	案の通り最終採択された。
コーデックス分類の改	群に関する分類の改訂案。	
訂案 (果実群)		

食品群への MRL の外挿の	農薬の MRL を食品群へ外挿する際の代表作物の選定	案の通り最終採択された。
ための代表作物の選定	基準、代表作物の例の提案および、代表作物を選定す	
に関する原則及びガイ	る際の詳細な理由の提供を目的とした原則及びガイ	
ダンス案	ダンス案。	

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
ナラシンの MRL 案 (牛の	第20回CCRVDFにおいてステップ8で合意されたナラ	案の通り最終採択された。
組織)	シン(抗生物質)の牛の組織(筋肉、肝臓、腎臓、脂	EU、ノルウェー及びスイスが留保した。
	肪)のMRL案。	
アモキシシリン (牛、羊	第20回 CCRVDF においてステップ 5/8 で合意された以	案の通り最終採択された。
及び豚の組織並びに牛	下のMRL原案。	エジプトがモネンシンについて留保した。
及び羊の乳) とモネンシ	アモキシシリン(抗生物質):牛、羊及び豚の組織(筋	
ン(牛肝臓)の MRL 原案	肉、肝臓、腎臓、脂肪/皮)並びに牛及び羊の乳	
	モネンシン(抗生物質): 牛肝臓	
水棲動物製品及びそれ	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各	案の通り最終採択された。
に由来する製品に対す	国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実	
る動物用医薬品残留の	施するためのガイドライン (CAC/GL71-2009) の付属	
管理のためのサンプリ	文書に追加する水棲動物製品のサンプリングプラン	
ングプラン原案	原案。	

〈食品表示部会 (CCFL) >

市 -石	the second secon	業終の紅甲椰亜
争垻	[一
* * *	17-2-1	14241114

栄養表示のガイドライ	栄養表示のガイドラインに栄養参照量(Nutrient	案の通り最終採択された。
ン (CAC/GL 2-1985) の	Reference Value: NRV) の定義がないことから、NRV	マレーシアが NRV の定義に「食事に関連した非感
改訂案(栄養参照量の定	は科学的データに基づく数値である旨の定義を、栄養	染性疾患のリスクの低減」が含まれる点について留
義)	表示のガイドラインに追加するもの。	保した。
栄養及び健康強調表示	食塩フリー強調表示の条件についてはナトリウムフ	案の通り最終採択された。
の使用に関するガイド	リー強調表示の条件を満たすこと、比較強調表示につ	マレーシアがセクション 6.3 及び 6.4 (比較強調表示
ライン (CAC/GL 23-1997)	いてはナトリウムもエネルギー等と同様に 25%以上	の条件)について留保した。
の改訂原案(食塩フリー	の相対差を条件とする旨の修正を行うこと、また、糖	
強調表示の条件、比較強	類不添加強調表示については糖類の不添加及び糖類	
調表示の章の修正、糖類	を添加した原材料の不使用等を条件とすること等、栄	
不添加強調表示の条件)	養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインを	
	改訂するもの。	
栄養表示のガイドライ	現行の栄養表示ガイドラインでは、栄養強調表示及び	案の通り最終採択された。
ン (CAC/GL 2-1985) の	健康強調表示を行っていない包装食品に係る栄養表	
改訂原案(義務的栄養表	示は任意であるが、これを原則義務とすべきと修正す	
示の要件)	る等、栄養表示のガイドラインを改訂するもの。	

有機的に生産される食	現在ガイドラインの付属文書1(有機生産の原則)に	案の通り最終採択された。
品の生産、加工、表示及	成熟のための使用の対象をバナナ及びキウィフルー	
び販売に係るガイドラ	ツ以外の果実にも拡大できるような案が括弧書きで	
イン (CAC/GL 32-1999)	 示されているが、本年の CCFL において拡大の対象と	
の改訂案:エチレンの果	 なる果実に関する情報が提出されなかったことから、	
実成熟への使用	 括弧書きの案を削除し、修正をせず現行の規定を維持	
	することを確認するもの。	
有機的に生産される食	①スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの	案の通り最終採択された。
品の生産、加工、表示及	使用をガイドラインの付属文書2(有機食品の生産に	
び販売に係るガイドラ	使用可能な資材)に追加するもの。	
イン (CAC/GL 32-1999)	②エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被	
の改訂原案:新たな資材	害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用をガ	
の追加	イドラインの付属書2(有機食品の生産に使用可能な	
	資材)に追加するもの。	

Part 2 最終採択に諮るその他の規格及び関連文書

〈食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
微生物学的リスク評価	家畜飼料への適用について検討した結果、適用範囲の	飼料及び飼料成分に対するリスク評価の原則の適用
の実施に関する原則及	項目において、「本文書は食品安全にインパクトを与	条件がより明確になるように修正を加えた上で、最
びガイドラインの改訂	える場合には、食品生産動物用の飼料及び飼料成分に	終採択された。

案	も適用される」旨の脚注を追記することで合意された	
	もの。	

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果概要
食用塩の分析法を含む	食塩の規格に関連する分析法、ナチュラルミネラルウ	一部修正を加えた上で最終採択された。
異なるステップのコー	ォーターの分析法等に関して、更新・記述修正を含め	
デックス規格における	80 以上の分析法の承認。	
分析法		

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の食品分類 16.0 及	GSFA の食品分類 16.0 の解説について、食品の具体例	案の通り最終採択された。
び 12.6.1 の名称と解説	の記述の削除、食品分類 16.0 に該当するかどうかは	
の改訂	個別に検討すべき旨の追記等の修正を行うもの。	

〈食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
化学物質による食品の	実施規範の飼料への適用を明確にするため所要の改	飼料に対して ALARA の原則(合理的に達成可能な範
汚染低減に向けた排出	訂を行うもの。	囲で出来る限り低い水準とすること)が適用される
源対策に関する実施規		条件を明確にするために注釈を追加した上で、最終
範の改訂		採択された。

〈アジア地域調整部会 (CCASIA) >

	事項		概要	議論の結果概要
発西	孝性大豆製品の地	也域規	発酵性大豆製品への酒石酸カリウムの使用に関する	案の通り最終採択された。
格	(CODEX	STAN	基準について、最大濃度を 1000mg/kg とするもの。	
298	R-2009)の酒石酢	酸カリ		
ウム	۵(INS 336(i)) و	の条項		

Part3 総会でステップ8で保留されている規格及び関連文書

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
牛ソマトトロピン (BST)	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。	MRL 案は JECFA の科学的な評価に基づいており、ま
の最大残留基準値(MRL)	長年ステップ8で保留とされていたが、前回第34回	た、BST は既に多くの国で承認されていることなどか
案	総会では、幾つかの国から MRL の決定が遅れている	ら案の採択を支持する意見と、多くの国で治療目的
	ことについて懸念が示され、今回の総会で議論する	以外の動物用医薬品の使用は禁止されており、また
	こととされている。	牛の乳房炎のリスクが増加することなどから案の採
		択に反対する意見が対立した。また、前回の評価か
		ら 13 年以上が経過しており、最新の科学的知見に基
		づいた再評価が必要との意見が出された。
		議論の結果、JECFA に再評価を依頼した上で、その結
		果を CCRVDF に送付し、総会に対して勧告を求めるこ
		ととされ、それまでの間、本件はステップ8に保留
		することで合意された。

ラクトパミンの最大残留 基準値(MRL)案 成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。

第32回総会より議論がされているが、コンセンサスが得られず、前回34回総会では米国が投票によるMRL 採択を求めたが、投票による MRL 採択を望むか否かを確認する投票において、投票による MRL 採択という解決法が否決されたため、引き続きステップ 8 で保留されているもの。

冒頭、議長から 2012 年 4 月の CCGP において、本件に関する非公式会合を開催したこと、また、総会 2 日目に特別集会 (facilitated discussion) で複数の選択肢を提示したが、それらの選択肢について今後議論しない結論となったこと等、これまでの経緯について説明があった。

昨年同様、MRL案はJECFAのリスク評価に基づいており、これまで全てのコーデックスの手続きに従って作業が行われてきていることなどから案の採択を支持する意見と、複数の国で治療目的以外の動物用医薬品の使用は禁止されており、また、特に肺への残留に対する安全性の懸念などからコンセンサスが得られるまでは決定を延期すべきとの理由で今次総会での採択に反対する意見が対立し、議論が膠着状態となった。ガーナが投票による採択を求めたが、まずは投票によるMRL採択を望むか否かを確認する投票を実施し、賛成 68 票対反対 64 票で投票による採択を行うことを決定。その後、投票による採択を行うことを決定。その後、投票による採択を行うことを決定。その後、投票による採択の結果、賛成 69 票対反対 67 票でMRL案が最終採択された。

中国、ノルウェー、EU、ケニア、エジプト、トルコ、クロアチア、イラン、スイス、ロシア及

	びジンバブエが留保した。
	0 • • · · · · · · · · · · · · · · · · ·

議題5. ステップ5の規格原案と関連文書

〈食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	議論の結果概要
国内の食品管理システ	国内の食品管理システムを開発、実施、評価、改善す	案の通りステップ5で採択された。
ムに係る原則及びガイ	るためのガイドライン原案。セクション 1-3 について	
ドライン原案(セクショ	ステップ5へ進めることで合意されたもの。	
ン 1-3)		

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果概要
乳児 (6-12ヶ月齢) 及び	乳児(6-12 ヶ月齢)から幼児用の調整補助食品の栄養	案の通りステップ5で採択された。
幼児用の調整補助食品ガ	および技術的な側面のガイドライン原案。	
イドライン (CAC/GL8-		
1991) の改訂原案		

〈家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF) >

事項	概要	議論の結果概要
リスク評価を飼料に適	各国が飼料のリスク評価を行う際のガイドライン原	案の通りステップ5で採択された。
用するためのガイドラ	案。「コーデックス委員会の枠組みの中で適用される	
イン原案	リスク分析の作業原則」に沿った内容となるよう作成	

ナカたもの	
されたもの。	

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果概要
国際食品貿易における	国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して	案の通りステップ5で採択された。
サンプリング及び検査	科学的な観点から紛争を防ぐための原則原案。	
の原則原案		

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬の MRL 原案	第44回CCPRにおいてステップ5で合意された7農薬	案の通りステップ5で採択された。
	の MRL 原案。	EU、クロアチア及びノルウェーが一部の農薬及び
		MRL の導出における比例性の適用について留保し
		た。
食品及び動物用飼料の	食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、野菜	案の通りステップ5で採択された。
コーデックス分類の改	類について新たな作物の追加やサブグループを設置	
訂原案-選択された野菜	する改訂原案。	
類		

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
モネパンテルのMRL原案	第20回CCRVDFにおいてステップ5で合意されたモネ	案の通りステップ5で採択された。
(羊の組織)	パンテル(駆虫剤)の羊組織における MRL 原案。	

〈食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果概要
栄養及び健康強調表示の	ナトリウム塩不添加強調表示の条件について、栄養及	案の通りステップ5で採択された。
使用に関するガイドライ	び健康強調表示の使用に関するガイドラインに追加	
ン (CAC/GL 23-1997) の	するもの。	
改訂原案(ナトリウム塩		
不添加)		

議題 6. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の食品添加物条項	アルミニウムを含む食品添加物条項のうち、各国か	案の通り廃止が承認された。
	ら使用実態についての情報提供がなかった条項を削	
	除するもの。また、食品分類 16 の定義を変えること	
	に伴い、既に食品分類 16 として規格が策定されてい	
	る条項について規格を削除するもの。	
食品中の食品添加物使用	当該ガイドラインと同様の内容が GSFA の前文に含ま	案の通り廃止が承認された。
の情報(CAC/MISC1-1989)	れていることから、第35回総会に廃止の提案をする	
	もの。	
臭素酸カリウム(INS	食品添加物の規格から臭素酸カリウムを削除するも	案の通り廃止が承認された。

924a) の記述	\mathcal{O}_{\circ}	
I		

〈食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
食品及び包装材料中の	塩化ビニルモノマー及びアクリロニトリルのガイド	案の通り廃止が承認された。
塩化ビニルモノマー及	ライン値については、既に GSCTFF に組み込まれてい	
びアクリロニトリルの	ることから、個別のガイドラインを廃止するもの。	
ガイドライン値 (CAC/GL		
6-1991)		

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬/品目の組み合わせ	第44回CCPRにおいて合意された既存の8農薬のMRLs	案の通り廃止が承認された。
∅ MRLs	の廃止。	
勧告残留農薬分析法	古くなった既存の勧告残留農薬分析法 (CODEX STAN	案の通り廃止が承認された。CCPR に引き続き農薬の
(CODEX STAN 229-1993)	229-1993)の文書の廃止。	分析法同定のための実施可能な方法の検討を要請。
食品及び動物用飼料のコ	第44回CCPRにおいて合意された果実群の改訂案と置	案の通り廃止が承認された。
ーデックス分類	き換えるため廃止するもの。	
(CAC/MISC 4-1993) にお		
ける果実群の廃止		

議題7. コーデックス規格と関連文書の改訂

事項	概要	議論の結果概要
食品安全緊急事態におけ	注釈2の削除及び参照の改訂。	案の通り採択された。
る情報交換に関する原則		
とガイドライン (CAC/GL		
19-1995)		
食肉の衛生実施規範	注釈2の更新。	案の通り採択された。
(CAC/RCP 58-2005)		
ココア製品の規格	ココアバターの規格 (CODEX STAN 86-1981):セクシ	案の通り採択された。
	ョン 6.3.3(鉛の測定)の削除。	
	ココア (カカオ) マス (ココア/チョコレートリカー)	
	及びココアケーキの規格 (CODEX STAN 141-1983):セ	
	クション 7.3(鉛の測定)の削除。	
穀類の規格	米の規格(CODEX STAN 198-1995): セクション 3.2.1	案の通り採択された。
	水分含量の項及び別添のセクション 3 追加原料の項	
	の改訂。	
	小麦粉、トウモロコシなど 15 の穀類の規格:セクシ	
	ョン3.2.1 水分含量の項の改訂。	
	豆類の規格(CODEX STAN 171-1989):セクション	
	3.2.1.1 水分含量の項の改訂。	
フォローアップフォーミ	両規格の一貫性を確保するための食品添加物条項の	案の通り採択された。
ュラの規格(CODEX STAN	修正。	
156-1987) 及び乳児用缶		

詰食品の規格 (CODEX		
STAN 73-1981)		
乳児及び年少幼児用の穀	2 つの規格について食品衛生規定に関する参照文書	案の通り採択された。
物を主原料とする加工食	の更新。また、ガイドラインの衛生セクションの改訂。	
品 規 格 (CODEX STAN		
74-1981) 及び乳児用缶詰		
食品規格 (CODEX STAN		
73-1981)、並びに乳児		
(6-12 か月齢)及び幼児		
用の調整補助食品ガイド		
ライン(CAC/GL8-1991)		

議題8. 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

一新規作業一

〈食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果概要
スパイス及び乾燥芳香性	既存のスパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実	提案の通り新規作業として承認された。
植物に関する衛生実施規	施規範の改訂を行う新規作業提案。	ブラジルが、「水分含量が低い食品の衛生規範」の中
範(CAC/RCP 42-1995)の		でスパイスについても取り扱うことが適当である旨
改訂		発言をし、留保した。

生鮮野菜・果実に関する	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範について、ベリ	提案の通り新規作業として承認された。
衛生実施規範 (CAC/RCP	ー類に関する付属文書を作成する新規作業提案。	
53-2003) のベリー類に関		
する付属文書		

〈食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果概要
食品中及び飼料中のピ	人及び家畜のピロリジジンアルカロイド曝露を低減	提案の通り新規作業として承認された。
ロリジジンアルカロイ	するために、雑草の管理を含む実施規範を策定する新	
ド汚染防止及び低減の	規作業提案。	
ための雑草管理に関す		
る実施規範		
GSCTFF 中の果実飲料、乳	第5回CCCFにおいて優先度の高い品目とされた果実	提案の通り新規作業として承認された。
及び乳製品、乳児用調製	飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実缶詰及び	
乳、果実缶詰及び野菜缶	野菜缶詰、果実並びに穀類(そば、キノア及びコキア	
詰、果実、並びに穀類(ソ	を除く。) について、鉛の最大基準値の改訂を行う新	
バ、コキア及びキノアを	規作業提案。	
除く)の鉛の最大基準値		
の改訂		
穀類中のかび毒防止及	穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範	提案の通り新規作業として承認された。
び低減のための実施規	(CAC/RCP 51-2003) の付属文書として、ソルガム中	
範に追加するソルガム	のアフラトキシン及びオクラトキシン A の防止及び	
中のアフラトキシン及	低減に関する付属文書を作成する新規作業提案。	

びオクラトキシンAの防		
止及び低減に関する付		
属文書		
ココア中のオクラトキ	ココア中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に	提案の通り新規作業として承認された。
シンA汚染低減及び防止	関する実施規範について、ココアの一次生産段階も含	
のための実施規範	めて策定する新規作業提案。	
キャッサバ中の青酸含	キャッサバ中の青酸低減のための農業生産及び加工	提案の通り新規作業として承認された。
量低減のための実施規	方法を含む実施規範の策定をする新規作業提案。	
範		
キャッサバ及びキャッ	既存のコーデックス個別食品規格中の青酸の最大基	提案の通り新規作業として承認された。
サバ加工品中の青酸の	準値の見直し及び新たな品目(キャッサバチップスな	
最大基準値	ど)における最大基準値を策定する新規作業提案。	
食品中の放射性物質の	既存の食品中の放射性物質のガイドライン値の見直	提案の通り新規作業として承認された。なお、我が
ガイドライン値の改訂	し、及びガイドライン値の見直しと関連して、ガイド	国から、本改訂作業にあたっては、IAEA などからの
	ライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを	技術的助言を提供する意向を歓迎する旨発言した。
	策定する新規作業提案。	

〈残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果概要
農薬の MRL 設定に関す	JMPR に評価を依頼する残留農薬の優先リストを更新	案の通り承認された。
る優先リスト	するもの。	

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果概要
JECFA による評価又は再	JECFA に評価を依頼する残留動物用医薬品の優先リス	案の通り承認された。
評価を必要とする動物	F.	
用医薬品の優先リスト		
人の健康への懸念から	人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量(ADI)	提案の通り新規作業として承認された。
JECFA が一日許容摂取量	及びMRLを勧告していない動物用医薬品について、各	
(ADI) 及び MRL を勧告	国政府にリスク管理のガイダンスを提供するための	
していない動物用医薬	勧告を策定する新規作業提案。	
品のリスク管理に関す		
る勧告		

〈近東地域調整部会 (CCNEA) >

事項	概要	議論の結果概要
ナツメヤシペーストの	ナツメヤシペーストの地域規格策定についての新規	提案の通り新規作業として承認された。
地域規格	作業提案。	なお、執行委員会より、本品は世界的に貿易されて
		いることから、生鮮果実・野菜部会(CCPFV)におい
		て世界規格として検討することが適当との助言が出
		されていたが、近東の加盟国より本品の生産及び貿
		易は近東地域が中心であり、専門家もこの地域に集
		中していることから、まずは近東の地域規格として
		の作業完了後に世界規格への変更の作業について検
		討することとされた。

一作業の中止一

〈食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果概要
GSFA の食品添加物条項	第44回CCFAにおいて作業の中止が合意された食品添	提案の通り作業の中止が承認された。
案および原案	加物条項案および原案。	

議題9. 部会及び特別部会から総会に付託された事項

〈乳·乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	議論の結果概要
プロセスチーズの規格	第 34 回総会で作業の中止を支持する意見と、作業の	新規作業の可能性を探る回付文書に対する回答を
	継続を支持する意見が対立し、作業中止の決定が今回	CCMMP 議長及びコーデックス事務局が分析した結果
	の総会まで先送りされたもの。CCMMP 議長及びコーデ	では、国際貿易上の大きな問題は認められず、製品
	ックス事務局から回付された質問書に対する各国の	の多様性などの問題から作業中止が勧告されたが、
	回答をもとに議論される。	これを支持する意見と、作業の継続を支持する意見
		が対立した。我が国はアジア地域を代表して作業中
		止を支持する発言をした。
		議長から、解決策として現在の作業は中止するもの
		の、プロセスチーズの安全及び品質要件に関するギ
		ャップに関する情報収集を継続するとの提案が出さ
		れた。議論の結果、作業中止に合意し、コーデック
		ス事務局が上記のギャップを特定するための回付文

書を準備し、得られた情報を分析した上で、次回総
会で安全又は品質要件に係る新規作業の必要性につ
いて検討することとされた。また、各地域調整部会
において議論することとされた。
アルジェリア、チリ、コロンビア、キューバ、ドミ
ニカ共和国、エクアドル、イラン、イラク、ヨルダ
ン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、モロ
ッコ、オマーン、パナマ、パラグアイ、カタール、
サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ウルグアイ及
びイエメンが作業中止の決定について留保した。

事項	概要	議論の結果概要
動物の飼養に関連する既	第33回総会で既存のリスク分析の原則の飼料への適	各部会における議論の結果が報告された。
存のコーデックス文書の	用に関する見直しが提案され、関連する部会に検討の	
見直し	要請が行われたもの。今回の総会では CCFICS および	
	CCCF における検討結果について報告が行われる。	
食肉製品の規格の改訂	第32回総会で食肉製品規格における食品添加物条項	部会における議論の結果が報告された。
	の見直しが要請され、第42回 CCFA から議論されてい	
	るもの。今回の総会では第44回 CCFA における検討結	
	果について報告が行われる。	
食品中の食品添加物の使	第34回総会にて廃止または改訂が必要とされた2つ	部会における議論の結果が報告された。
用情報 (CAC/MISC	の文書に関して、第44回 CCFA における検討結果が報	
1-1989) 及び食品添加物	告される。	

摂取のシンプルな評価の		
ためのガイドライン		
(CAC/GL 3- 1989) の廃		
止/改訂		
JECFA による評価を必要	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医	ジルパテロール塩酸塩についてはステップ8で保留
とする優先リストに動物	薬品の優先リストにジルパテロール塩酸塩を追加す	となっているラクトパミンと類似の作用機序を持つ
用医薬品を含める手続き	る件に関して、第20回CCRVDFでコンセンサスが得ら	薬剤であることなどから優先リストに含めることに
及びガイダンス	れなかったことから、優先リストに薬剤を載せる際に	反対する意見と、本剤は既に複数の国で承認されて
	コンセンサスが得られない場合の対応についてのガ	おり、CCRVDF が適用するリスク分析の原則で定めら
	イダンスと共に総会にその是非について判断を求め	れた規準も満たしていることなどから優先リストへ
	ることとされたもの。	の掲載を支持する意見が対立した。
		FAO の法務担当より、CCRVDF が適用するリスク分析
		の原則の規準に合致することをもって、自動的に優
		先リストに含めることにはならないが、これまでの
		慣例を踏まえると、基準を満たす薬剤については優
		先リストに掲載されるべきとの見解が示された。
		議論の結果、ジルパテロール塩酸塩については優先
		リストに含めることとされた。
		中国、クロアチア、エジプト、EU、ノルウェー及び
		スイスがこの決定について留保した。
パネラの規格	砂糖部会の議長国のコロンビアから、パネラの規格策	議長国のコロンビアからパネラの規格策定の進捗状
	定の進捗に関する情報提供がなされる。	況が報告された。

議題 10. コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス戦略計画	2008-2013年の戦略的計画の各項目について、担当部	当該戦略計画は満足できるレベルで実施され進展し
2008-2013 の一般的な実	会、実施期限、実施状況等が報告され、第67回執行	ているとの第67回執行委員会の結論が是認された。
施状況	委員会の検討結果とともに議論される。	
新コーデックス戦略計画	次期コーデックス戦略計画について、第66回執行委	第 67 回執行委員会により準備された次期コーデッ
案(2014-2019年)	員会にて用意された案に対する各国のコメント及び	クス戦略計画案を基に、Strategic vision、Core
	第67回執行委員会の検討結果をもとに議論される。	values、Strategic Goals 及び Objectives について
		議論が行われた。今回出されたコメントは、本件を
		とりまとめるために設置された執行委員会の小委員
		会(Sub-Committee)でまとめられ、各地域調整部会
		で更に検討することとなった。その結果を受け、小
		委員会において修正案を準備し、次回執行委員会で
		検討した後、次回総会において採択されることが合
		意された。

<u>議題 11. FAO 及び WHO から提起された事項</u>

事項	概要	議論の結果概要
コーデックスへの参加促	コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展	コーデックス信託基金を担当する WHO 事務局から、
進のための FAO/WHO 合	途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を	同基金に関する活動状況として、同基金の補助対象

日利東スパ侵むせん		なる女業ナス団の 切に対し対明なり左眼び巨ナス
同計画及び信託基金	通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況等につ	から卒業する国の一部に対し補助を2年間延長する
	いて報告される。	取組、同基金を途上国のコーデックス会合への参加
		以外にキャパシティービルディングに用いる取組、
		途上国のうち比較的経験を積んでいる国とそうでな
		い国でパートナーを組ませて活動をさせる取組等が
		報告された。
		FAO 事務局から、同基金供与国に対し謝意が表明さ
		れた。
FAO 及び WHO から提起	1)最近の FAO/WHO 専門家会議の成果	WHO 事務局から、最近開催された FAO/WHO 専門家会
されたその他の事項	前回の総会以降に提供された FAO 及び WHO から	議の結果概要について報告された。また、FAO/WHO
	の科学的アドバイスの概要及びそれに関連する出版	への科学的助言の要請状況について、多くがまだ手
	物についての報告。	付かずである一方、それを適切な時期に実施するた
		めの予算が足りないこと等が報告された。
	2)FAO/WHO への科学的助言の要請状況	FAO 事務局から、キャパシティービルディングに関
	コーデックス又は FAO/WHO の加盟国からの科学的	する活動状況が報告された。全てのメンバーが、こ
	助言の要請が優先順位をつけて列挙されている。要請	れらの活動への支援を増加する必要性が指摘され
	内容、要請元、依頼先、予算、目的も示されている。	た。
	3)FAO及びWHOが実施したキャパシティービルディ	
	ング活動	
	FAO 及び WHO が行った活動について、地域別にま	
	とめられている。	

議題 12. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果概要
財政及び予算に関する事	コーデックス財政及び予算に関して、2010-2011期支	2012-2013 年度のコーデックス予算は、2010-2011 年
項	出状況及び2012-2013期予算が報告される予定。また、	度とほぼ同規模であることが報告された。FAO、WHO
	コーデックスの作業において必要となるリスク評価	及びドナー国に対し謝意が表明された。
	のための FAO/WHO のリソースの問題について報告され	科学的助言の要請の増加に対し予算が足りないこと
	ప .	に関し、その現実的な解決策を提案する小委員会を
		執行委員会の下に設置し、次回執行委員会及び総会
		で引き続き検討することとされた。我が国は、アジ
		ア地域を代表して、民間資金を活用する場合、科学
		的助言の作業過程の完全性、透明性及び独立性が損
		なわれる恐れがあることを指摘した。

議題 13. コーデックス委員会とその他の国際機関との関係

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス委員会とそ	WTO、IAEA、OIE 等の国際政府間機関及び ISO 等の	関係政府間組織(OIE、WTO、IAEA、OIV)及び非
の他の国際機関との関係	国際非政府間機関から、コーデックスの活動に関係す	政府間組織(ISO)の関連活動について報告された。
	る取組について報告がなされる予定。	IAEA から、我が国の原発事故に関連した FAO/IAEA
		合同部門による支援活動及び CCCF で提案のあった
		食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂作業へ
		の積極的な参加について発言があった。我が国から

	は、関連国際機関の活動に謝意を表すると共に、我
	が国における食品の放射性物質の基準値設定及びモ
	ニタリングの状況などについて情報提供した。

議題14. コーデックス委員会議長及び副議長の選出

事項	概要	議論の結果概要
次期コーデックス委員会	通常総会の都度、改選されることとされている議長・	現在の議長及び副議長が無投票で再選された。
の議長及び副議長の選出	副議長の選挙。	議長:Mr Sanjay DAVE(インド)
		副議長:Dr Samuel GODEFROY(カナダ)
		Mrs Awilo OCHIENG PERNET(スイス)
		Professor Samuel SEFA-DEDEH (ガーナ)

議題 15. コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	議論の結果概要
コーデックス部会及び特	各部会・特別部会について、それぞれの議長を指名す	現在の議長国から変更が無いことが確認された。
別部会の議長国の指名	る権限を有する国を確認するとともに、必要に応じて	コーデックスHPの糖類部会の議長国をコロンビア
	特別部会の解散を検討するもの。	に修正すべきことが確認された。

議題 16. その他の作業

(1) 新たなコーデックス部会の設立提案 インドよりスパイス・芳香ハーブ及びそれらの製剤に関する部会を新設する提案が出された。多くの途上国が賛 成を表明する一方、EU、米国等は提案の提出が遅かったことから更なる検討時間が必要と発言。我が国は、過去に実施されたコーデックスの評価報告書の内容を踏まえて、部会よりもより柔軟な運用が出来る特別部会の活用も 考慮すべき旨、発言した。

今後、各地域調整部会で議論を行い、その結果及びインドが準備し直す作業文書に基づき次回総会において引き続き検討することとなった。

(2) コーデックス 50 周年記念行事

コーデックスが 1963 年に設立されて以来 50 周年を迎えることから、その記念行事を行うことについて、執行委員会が支持をし、非公式な組織委員会を設置することが紹介された。本件に係る会期内作業部会が設置され、具体的な記念行事内容等について議論された。その結果、設立以降のコーデックスの主な成果の紹介、現在そして未来の課題にコーデックスが如何に挑むかの紹介、及びコーデックスの認知の向上を記念行事の目的にすべきこと、また、この活動がコーデックスの追加予算を必要とすることになるべきではないことが確認された。

(3) コーデックスのロゴの使用提案

議長から、コーデックスのロゴの使用について提案があり、本件については、その知的所有権の扱いや不正使用の防止等について、FAO 及び WHO の法務部局と相談の上、進めていくという執行委員会の勧告の通りに行うべきであると同意された。

(4) 次回魚類・水産製品部会の紹介

インドネシアから、次回の魚類・水産製品部会(CCFFP)(議長国: ノルウェー)は、2012 年 10 月にインドネシア国バリで開催されること、及び当該会合の準備状況について紹介があり、多くの国の参加が要請された。

(5) その他の事項

アルゼンチンが、インドが作成したスパイスに関する新たな部会設立提案文書におけるフォークランド諸島に関する表記に懸念を表明した。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 17 回生鮮果実・野菜部会(CCFFV)

日時:2012年9月3日(月)~9月7日(金)

場所:メキシコ・シティー (メキシコ)

議題

1	議題の採択	
2 (a)	コーデックス総会及びその他の部会から提起された事項	
2 (b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項	
2(c)	生鮮果実・野菜の UNECE 規格	
3(a)	アボカド規格案(CODEX STAN 197-1995 の修正)(ステップ 7)	
3 (b)	成熟要件:乾燥硬質成分の分析法(アボカド規格案;セクション9)	
3(c)	品質の許容範囲に関する規定:腐敗/内部劣化の許容値(アボカド規格案; セクション 4.1)	
3 (d)	均一性及びサイズに関するその他の規定案(アボカド規格案;セクション 5.1 及び 6.2.4)(ステップ 7)	
4(a)	ザクロ規格案 (ステップ 7)	
4 (b)	サイズ及び均一性に関する規定原案(ザクロ規格案;セクション3及び5.1) (ステップ4)	
5	ゴールデンパッションフルーツ規格原案 (ステップ 4)	
6	ドリアンの規格原案 (ステップ 4)	
7	生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案	
8	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案	
9	生鮮果実・野菜部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正	
10	その他の事項	
11	次回会合の日程と開催地	
12	報告書の採択	

第 17 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 概要

1. 日時及び開催場所

日時:2012年9月3日(月)~9月7日(金)

場所:メキシコ・シティー(メキシコ)

2. 参加国及び国際機関

39 加盟国、1加盟機関、1国際機関

3. 我が国からの出席者(1名)

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官 近藤喜清

4. 概要

議題1 議題の採択

議題3 (アボカド規格案) 及び4 (ザクロ規格案) については、会期内作業部会を設置し、議論を行った上で、議題5 (ゴールデンパッションフルーツ規格原案) 及び6 (ドリアン規格原案) の後に議論することとなった。

議題2(a) コーデックス総会(CAC)及びその他の部会から提起された事項

本部会に関し、総会において、ツリートマト規格案及びチリペッパー規格案が最終採択、 ザクロ規格原案がステップ5にて採択、並びにゴールデンパッションフルーツ規格策定に 係る新規作業提案が承認されたことがコーデックス事務局より報告された。

議題2(b) 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項

国際連合欧州経済委員会(UNECE)が同委員会の生鮮果実・野菜の規格に関する活動状況を報告した。また、経済協力開発機構(OECD)の活動状況についてコーデックス事務局から報告があった。

議題2(c) 生鮮果実・野菜のUNECE規格

国際連合欧州経済委員会(UNECE)から、同委員会が策定したアボカドの規格、及び生鮮果実・野菜規格の標準様式について、報告があった。

議題3 アボカド規格案(新規作業採択 2008 年(提案国:キューバ))関係

- (a) アボカド規格案 (CODEX STAN 197-1995 の修正) (ステップ 7)
- (b) 成熟要件:乾燥硬質成分の分析法(アボカド規格案;セクション 9)
- (c) <u>品質の許容範囲に関する規定: 腐敗/内部劣化の許容値(アボカド規格案; セクション</u> 4.1)_
- (d) <u>均一性及びサイズに関するその他の規定案(アボカド規格案;セクション 5.1 及び</u> 6.2.4) (ステップ 7)

会期内作業部会及び全体会合で議論が行われた結果、コーデックス規格に載せるべき適切な乾燥硬質成分の分析法は存在しないとして、同規格案から分析サンプリング法のセク

ションを削除することとなった。また、乾燥硬質成分については含有量の多い品種についてのみ含有率を明記し、その他の品種についてはそれより低い数値を示しても良いと表記することとなった。腐敗の許容値は、一級品及び二級品にのみ設定し、特級品には設定しないこととなった。均一性及びサイズに関するその他の規定については電子作業部会での議論結果の通り、同一パッケージ内の最小のものの重さが最大のものの重さの75%を下回ってはいけないことと決められた。

本規格案はステップ8で第36回コーデックス総会(2013年7月)の承認を求めることとなった。

特級品について、腐敗の許容値が明示的に設定されなかったことに対し、米国、コロンビアが留保を表明した。

議題4 ザクロ規格案(新規作業採択 2010 年(提案国:イラン))関係

- (a) ザクロ規格案 (ステップ 7)
- (b) <u>サイズ及び均一性に関する規格原案(ザクロ規格案;セクション3及び5.1)(ステ</u>ップ4)

会期内作業部会及び全体会合で議論が行われた結果、ザクロの食用部分については "aril" という用語を用いることとなった。サイズに関する表は義務的なものではなく参考として用いることとなった。このサイズ・コードは、実際の重さあるいは直径の数値の幅とともに表示すべきとされた。パッケージの中身が見える部分は、同一パッケージ内の品質が均一であるものであっても様々な品質が混合されているものであっても、その全体の内容を代表するものであるべきことが合意された。

本規格案のうちサイズ及び均一性に関する規定の部分はステップ 5 / 8 で、それ以外の部分はステップ 8 で、それぞれ第 3 6 回コーデックス総会の最終承認を求めることとなった。

議題 5 ゴールデンパッションフルーツ規格原案(新規作業採択 2011 年(提案国:コロン ビア))(ステップ 4)

ゴールデンパッションフルーツ規格原案がパラグラフ毎に検討された。本規格の対象に、パッションフルーツも含めるか否かで議論が対立したが、ゴールデンパッションフルーツの規格原案としてステップ5で第36回コーデックス総会の承認を求める一方、その他のパッションフルーツの追加について情報がある場合は、同規格の付属文書として追加する形で検討することとなった。また、コロンビアを議長とする電子作業部会を設置し、サイズに関する規定等の議論を継続することとなった。

<u> 議題 6 ドリアン規格原案(新規作業採択 2011 年(提案国:タイ))(ステップ 4)</u>

ドリアンは、アジア地域規格として検討するのではなく国際規格として検討することとなった。また、規格原案の内容がパラグラフ毎に検討されたが、更なる検討を要する部分が多いため、ステップ2に差し戻し、タイを議長とする電子作業部会を設置し検討を行うこととなった。

議題7 生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案

オクラ規格の策定に関する新規作業提案(提案国:インド)について第36回コーデックス総会の承認を求めることとなった。また、インドを議長とする電子作業部会を設置し

オクラ規格原案の作成を行うこととなった。

ジャガイモ規格の策定に関する新規作業提案(提案国:インド)については、今回、総会の承認を求めるか、次回会合において検討するかで議論が分かれたが、第36回コーデックス総会の承認を求めることとなった。これに対しコメントがある場合には、同総会に向けてコメントを提出することとなった。

国際連合欧州経済委員会(UNECE)から要請のあったマンゴ、パイナップル、トマト及び 生鮮チリペッパー規格の再検討については、コーデックス規格とUNECE規格の相違点等に関 する追加情報を同委員会から得た上で、次回会合にて議論することとなった。

0IV (International Organization of Vine and Wine: 国際ブドウ・ワイン機関(仮訳)) から要請のあったテーブルグレープの品質規格の見直しについては、米国を議長とする電子作業部会を設置し、その必要性を検討することとなった。

バニラ規格の策定に関する新規作業提案(提案国:メキシコ)については、提案の内容を修正し、加工果実・野菜部会(CCPFV)において提案することが、提案国から説明があった。

議題8 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

コーデックス事務局が準備した生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案について、パラグラフ毎に検討が行われたが、Introductory notes、Scope、Definition of Produce、Provisions concerning quality、Minimum requirements まで議論したところで時間切れとなり、本部会事務局が次回会合の日数を増やし本件の検討を行うことを検討するとの前提の下、次回会合において検討を続けることとなった。

議題9 生鮮果実・野菜部会の付託事項(Terms of Reference)の修正

当部会の付託事項にUNECEとの協力が明記されていることに関し、コスタリカ、米国、ドミニカが、当部会におけるUNECEの取り扱いについても、他の部会とその関連国際機関との関係と同様の扱いとすべきとの発言を行った。EUは、現在の当部会の付託事項を変更する必要性は無いとの発言を行った。

本部会の付託事項(Terms of Reference)の修正について検討するための電子作業部会(英語、フランス語及びスペイン語で実施)を設置することとなった。米国等からの推薦により、日本が当電子作業部会の議長を務めることとなり、フランス語の翻訳についてフランスが、スペイン語の翻訳についてコスタリカがそれぞれ協力することとなった。

議題 10 その他の事項

セネガルが生鮮果実・野菜の食品の安全に関連しフード・テロリズムへの対応の必要性 を説明した。

議題11 次回会合の日程と開催地

タイが次回会合をホストしたい旨表明した。南アフリカが将来、同部会会合をホスト したい旨表明した。次回会合の場所は、追って、コーデックス事務局から連絡されるこ ととなった。

次回会合は約18ヶ月後に行われることが報告された。

議題12 報告書の採択

報告書案がパラグラフ毎に検討され、議論の内容が適切に反映されるよう、適宜修正が加えられた。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 32 回魚類·水産製品部会

日時:2012年10月1日(月)~10月5日(金)

場所:バリ (インドネシア)

仮議題

-	発展の校和
1.	議題の採択
2. (a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2. (b)	FAO/WHO から提起された事項
3.	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案
	食品添加物のセクション(ステップ 7)
4.	急速冷凍ホタテ貝柱の規格案(ステップ7)
5.	生鮮/活及び冷凍アワビ(Haliotis 属)の規格案(ステップ 7)
6.	ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 4)
7	生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の
7.	性能基準原案(ステップ 4)
0	生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンのスクリーニング法の
8.	性能基準原案(ステップ 4)
0	急速冷凍フィッシュスティックの規格修正(South Atlantic Hake の窒
9.	素係数) (ステップ 4)
1.0	魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き
10.	改訂原案 (ステップ 4)
1 1	魚類及び水産製品に関する実施規範原案(チョウザメキャビアのセク
11.	ション)(ステップ 4)
1.0	魚類及び水産製品に関する実施規範原案の討議文書(最終製品に対す
12.	る任意の要求に関する別添について)
13.	魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案
14.	ヒスタミンに関する討議文書
15.	フィッシュソースの実施規範に関する討議文書
16.	次回会合の日程及び開催地
17.	報告書の採択

[※] 標記会合に先立ち、2012 年 9 月 30 日 (日) に「ホタテ貝の加工に関する実施規範原 案に関する作業部会」が開催される予定。

第32回魚類・水産製品部会(CCFFP)の主な検討議題

日時:2012年10月1日(月)~10月5日(金)

場所:バリ(インドネシア)

主要議題の検討内容

仮議題1 議題の採択

事前に送付されている仮議題案の是非を求めるものであるが、我が国としては特段の異論はないことから、仮議題の採択を支持する立場で適宜対応したい。

仮議題 2a コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定。特に、 次に掲げる事項に留意して適宜対応したい。

1) 食品衛生部会 (CCFH) からの付託事項

活及び生の二枚貝の規格(Codex STAN 292-2008)中のサルモネラ属菌の規準を削除し、魚類及び水産食品の実施規範(CAC/RCP 52-2003)に「環境モニタリングやその他サーベイランスの結果によって示唆される疫学的な状況を考慮して適切な場合には、規制当局はサルモネラ属菌の規準の実施を決定しても良い」との規定を追加することが食品衛生部会(CCFH)で合意されたことが、本部会に勧告される。本提案については我が国がCCFHで主張したことから、支持する立場で適宜対応したい。

2) 食品添加物部会 (CCFA) からの付託事項

第44回CCFAにおいて、フィッシュソースの規格案に記載されている食品添加物のうち、酒石酸類(Tartrates)については、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)によって一日摂取許容量(ADI)が設定されていることから、適正製造規範(GMP)ではなく、食品中の最大濃度を数値で定めるべきとされた。CCFAからは、フィッシュソースは「食品分類12.6.4 透明なソース」に含まれ、CCFAにおいて食品中の最大濃度を200mg/kgとする案で検討中であることから、この濃度が技術的に受け入れ可能か検討することを求められているが、適宜対応したい。

仮議題 2b FAO/WHO から提起された事項

FAO 及び WHO が水産製品に関して実施した、二枚貝におけるサルモネラ属菌、二枚貝におけるビブリオ属菌、及び魚・水産製品におけるヒスタミンの専門家会合の結果について説明がなされる予定。

サルモネラ属菌については、前回会合で中間報告があったところであるが、今会合で2011年10月に開催された専門家会合の報告がなされる予定。報告書では、①二枚貝とサルモネラ食中毒との関連を示す疫学的な知見はほとんどなく、活二枚貝が頻繁に食中毒を引き起こすことはない、②サルモネラ属菌に関する微生物規格は非常に限られた公衆衛生の保護しかもたらさない、と結論づけている。議題2aのCCFHからの付託事項に関連する事項で

あり、CCFH の指摘を踏まえ、CCFFP としても適宜対応したい。

ビブリオ属菌については、2011 年 10 月に開催された専門家会合での議論や異なる地域におけるデータ収集の取組等について報告がなされる予定。本作業は CCFH において我が国が作業を進めるよう求めている作業であることを踏まえ、適宜対応したい。

ヒスタミンについては 2012 年 7 月に開催された専門家会合での議論が報告される予定。 仮議題 14 に関連する事項であり、情報収集に努め、適宜対応したい。

仮議題 3 くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案食品(添加物のセクション)(ステップ7)

前回会合で合意されなかった食品添加物のセクションについて、電子作業部会(議長国: EU、米国)が作成した食品添加物規制案について議論される予定。我が方から提出した コメントが反映されるよう努めると共に、製造実態を反映した、適切な規格案となるよう 適宜対応したい。

仮議題4 急速冷凍ホタテ貝柱の規格案(ステップ7)

(経緯)

前回会合で、対象範囲に水分及び食品添加物(ポリリン酸塩等)を使用した卵つき冷凍ホタテ貝柱を追加することが合意され、その場合には、二枚貝規格のマリンバイオトキシンのセクションに規定されている制御を適用することとされた。今回はステップ7として、水分を添加した場合の原材料リストへの表示等、前回から継続協議とされている事項について議論される予定である。

(対処方針)

米国は、生殖腺は貝柱よりも貝毒が蓄積されやすいとの科学的知見から、生殖腺付の貝柱は対象範囲から除外するよう意見を提出している。前回会合に於いて、貝毒に関しては、既存の二枚貝に関する規格案を適用することが確認されていることから、米国に対してそれでは不十分な理由について確認し、合理的な説明がある場合には、米国の意見を支持することとしたい。一方、米国は、添加物を使用せずに加水された貝柱を規格の対象外とすることを提案しているが、添加物を使用せずに加水された貝柱製品も存在することから、右製品が規格の対象外となることを防ぐために、本提案については反対することとしたい。その他、加水処理した場合には、適正な表示がなされるように、また、寄生虫や異物の混入に関して適正な規格になるよう適宜対応したい。

仮議題 5 生鮮/活及び冷凍アワビ(Haliotis 属)の規格案(ステップ 7)

前回会合では、アワビは採集海域によって貝毒汚染リスクがあるため、採捕する国の規制当局(Competent Authority)がリスク評価を行い、リスクがある場合にはモニタリングを行うこと、二枚貝のマリンバイオトキシンの規定を超えないこととする記述を加えることで合意された。

アワビの貝毒については、毒化のメカニズムは完全に解明されていないが、海外の一部 地域から毒化事例が報告されている。このため、当該リスクに適切に対応した規格が作成 されるよう対応したい。

仮議題 6 ホタテ貝の加工に関する実施規範原案 (ステップ 4)

会議開催前日(9月30日)に物理的作業部会を開催して検討される予定である。各国の ホタテ漁業及びホタテ加工業の実態を反映した規格となること、また、規格と実施規範に 齟齬がないように適宜対応したい。

<u>仮議題 7 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンの参照法及び確認法の性能基</u> 準原案 (ステップ 4)

(経緯)

生及び活二枚貝の規格に含めるバイオトキシンの種類及び基準値について第 29 回会合で合意されて以降、バイオトキシンの分析方法等を示したリストについて電子作業部会(議長国:カナダ)を設置し検討がなされている。前回会合で、コーデックスにおける検査法の整理にあっては、一義的にコーデックス手続きマニュアルのクライテリアに適合していることが必要とする見解の取扱いが焦点となり、再度ステップ3で回付することとなった。合意されれば、二枚貝規格から検査法を削除しPerformance criteria (性能基準)のみを記載することとし、日々進歩する検査法の情報提供についてはFAOに任せることとされる。(対処方針)

現在の性能基準案では、我が国を含む多くの国で規制を行うための方法として用いられているマウスバイオアッセイ法が適合しないため、機器分析に加えてマウスバイオアッセイ法が科学的根拠に基づき含まれるよう適宜対応したい。

<u>仮議題 8 生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシンのスクリーニング法の性能基準</u> 原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合で、電子作業部会(議長国:カナダ)を設置し、①バイオトキシンのスクリーニング法に関する性能基準/パラメーターの作成すること、②参照法及び確認法並びにスクリーニング法のクライテリアは実施規範に残すか、またその場合、バイオトキシンの要件が適用される他の食品への適用について検討すること、が新規作業として提案され、第34回総会で承認された。

(対処方針)

スクリーニング法の定義は原案を支持することとしたい。クライテリアについては、マウスバイオアッセイ法が適合する性能基準となるよう適宜対応しつつ、スクリーニング法は各国が諸事情を踏まえて選択すべきであるため、性能基準に具体的な数字を定めるべきではないとの立場で適切に対応したい。他の食品への適用については時期尚早との立場で対応したい。また、掲載箇所については、参照法及び確認法の性能基準は規格、スクリーニング法の性能基準は実施規範とすることが適当との立場で対応したい。なお、議論の流れによって、本作業を中止することが提案された場合には支持することとしたい。

<u>仮議題 9 急速冷凍フィッシュスティックの規格修正(South Atlantic Hake の窒素係数)</u> _(ステップ 4)_

魚の含有量を示す窒素係数について、現状の規格では温帯地域の白身魚しか対象としていない。このため、魚種を拡大するとの観点から、前回部会ではタイが提出したティラピ

アのデータをもとに議論され、ティラピアの窒素係数を表に加えて、ステップ 5/8 に進めることが合意された。一方、South Atlantic Hake の窒素係数については、ステップ 2/3 に戻して再ドラフトするとされており、今次会合で議論される。科学的に正しい議論が行われるよう適切に対応したい。

<u>仮議題 10 魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原</u> 案 (ステップ 4)

前回会合において、原案は非常に複雑でわかりにくいことから、電子作業部会(チリ及びフランスが議長国)を設置し、今次会合で合意が得られない場合には本作業を中止することも視野にいれて、よりシンプルで、簡易な手続きを今次会合までに用意するとされた。

魚種の追加については個別に対応するのが適当であると考えることから、本作業を中止することを支持するが、規格の作成を多くの国が支持する場合には、実効性のある規格となるよう適切に対応したい。

仮議題 11 魚類及び水産製品に関する実施規範原案(チョウザメキャビアのセクション) (ステップ 4)

第30回部会でキャビアの規格が作成されたことを踏まえて、魚及び魚製品の実施規範の一部としてキャビアの実施規範を作成する新規作業を開始することをイランが提案し、作業が開始された。既存のチョウザメキャビアの規格と実施規範に齟齬がないようにしつつ、科学的に適切かつ実効可能性があるものとなるよう適宜対応したい。

<u>仮議題 12 魚類及び水産製品に関する実施規範原案の討議文書(最終製品に対する任意の</u> 要求に関する別添について)

第22回部会において、魚類及び水産製品に関する規格のうち、消費者の保護とは直接関係ない規格について「魚類及び水産製品に関する実施規範」としてまとめることが合意された。その中で、特に最終製品の品質に関する欠陥については、別添として取りまとめることとされており、右別添の今後の検討方法について議論される。必要な別添が適切に作成されるよう、適宜対応したい。

仮議題13 魚類及び水産製品に関する規格における食品添加物条項案

議題として提案されていたが、議論されない予定。

仮議題 14 ヒスタミンに関する討議文書

(経緯)

前回会合で、より一般的な見地からヒスタミンの公衆衛生上のリスクを検討する必要があることから、電子作業部会(議長国:日本、アメリカ)を設置し、①疫学的データを精査し、魚及び魚製品中のヒスタミンによる公衆衛生上のリスクの推定、②異なる国や地域における既存のサンプリングプラン、③サンプリングプラン及びヒスタミンの基準値のリスクの低減及び消費者の健康保護に対する効果を評価、④ヒスタミン管理(サンプリングプランを含む)に関連した貿易上の問題、について討議文書を作成することで合意された。

本年7月に開催されたFAO/WHO専門家会合において、ヒスタミンの無毒性量(NOAEL)は

50 mg とされ、250g を一回の喫食量とした場合、安全限界として 200 ppm が得られたこと、ヒスタミンは適正衛生規範 (GHP) や危害分析重要管理点 (HACCP) の実施により容易にコントロール可能であり、検査は HACCP や管理の検証として行うべきこと、ヒスタミンは腐敗の適切な指標ではないこと等がまとめられた。

(対処方針)

電子作業部会の議長国として、専門家会合の開催が遅い時期になったことから、予定していた電子作業部会が開催できなかったことなどの状況を説明するとともに、今後については、①専門家会合の報告書を詳細に検討し、ヒスタミン関連問題の見直し(衛生基準値、サンプリング計画、腐敗指標の是非、対象魚種、詳細な制御方法を勧告するための実施規範の改訂等)を新規作業とすべきかどうかの検討を行うための電子作業部会の設置を提案し、②CCFHにおいてサンプリングプランについて検討を依頼することが必要との立場で適切に対応したい。なお、電子作業部会の議長国として立候補する国がなかった場合は、我が国が議長国として立候補することとしたい。

仮議題 15 フィッシュソースの実施規範に関する討議文書

前回の部会においてフィッシュソースの規格が作成されたことを踏まえて、タイ及びベトナムから、魚及び魚製品の実施規範の一部としてフィッシュソースの実施規範作成に向けた作業開始が提案される。提案理由を聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 16 次回会合の日程及び開催地

適宜対応したい。

仮議題 17 報告書の採択

今回の部会における我が国の発言が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、 上記を踏まえ、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第26回加工果実・野菜部会

日時:2012年10月15日(月)~10月19日(金)

場所:モンテゴ・ベイ(ジャマイカ)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	食用オリーブのコーデックス規格改訂原案 (ステップ4)
4	果実缶詰のコーデックス規格改訂原案 (ステップ4)
5	急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂原案(ステップ 4)
6	充填剤中の果実缶詰及び野菜の最小固形量を管理するための計測学の規定 を含むサンプリングプラン原案
7	加工果実・野菜の食品添加物条項
8	選定された加工果実・野菜のコーデックス規格に関する文書
9	朝鮮人参製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大に関する討 議文書
10	化学的に香り付けした水性飲料のコーデックス規格策定に関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
11 (a)	加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2012年10月13日(土)に「食用オリーブに関する作業部会」が、10月14日(日)に「果実缶詰に関する作業部会」及び「急速冷凍野菜に関する作業部会」が開催される予定。

第26回加工果実・野菜部会(CCPFV)の主な検討議題

日時:2012年10月15日(月)~10月19日(金)

場所:モンテゴ・ベイ(ジャマイカ)

主要議題の検討内容

議題1. 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。適宜対処したい。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

資料未着であるが、総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定。適宜対処したい。

議題 3.食用オリーブのコーデックス規格改訂原案(ステップ 4)

(経緯)

2008年に開催された第24回部会において新たに改訂作業を開始することに合意し、2009年の第32回総会において新規作業として承認された。2010年に開催された前回の部会では、EUを中心とした電子作業部会を設立し、食品添加物セクションを除く改訂原案を再検討することに合意した。

(対処方針)

日本では主に小豆島で生産。小豆島の特産品としてオリーブは重要。

小豆島産オリーブは、漬物としても加工されているが、国内需要に応じられるだけの供 給が困難な状況。そのため、廉価品については輸入品が主流。

また、輸入形態はオリーブ油 (18 千トン (2011 年実績)) 及びオリーブ加工品 (3,347 トン (2011 年実績)) 等で輸入。

よって我が国としては、主なオリーブの輸入先国であるイタリア、スペインからの輸入 が停滞しないよう、輸入先国である南欧諸国(イタリア、スペイン、トルコ及びギリシャ) の提案を尊重しながら、適宜対処したい。

議題 4.果実缶詰のコーデックス規格改訂原案(ステップ 4)

(経緯)

CCPFV では、1998 年から既存の加工果実及び野菜の規格を簡素化するために改訂作業を進めてきた。改訂作業はかなり進んだが、果実缶詰、乾燥製品、衛生規範を含む急速冷凍果実・野菜の規格の見直しが残っていた。第 24 回部会(2008 年)で設立した電子作業部会で規格改訂方針や優先順位等を検討した結果として、前回部会において、現存する果実缶詰規格を改訂し新たに包括的な規格策定を開始すること、及びキューバを中心とする電子作業部会において改訂原案を検討することに合意した。本議題については、2011 年の

第34回総会において新規作業として承認された。

(対処方針)

我が国としては、現存する果実缶詰規格に関し、日本の事業者が取り扱う製品の流通に障害が出るなどの問題はないことから、新しい包括的な国際規格策定の開始についても問題がないとの立場。日本における果物、野菜及びジャム缶詰・瓶詰の生産量は153千トン(2011年実績)、一方、輸入量は885千トンと輸入品が市場の大半を占める状況。日本の需要を満たすためには安定的輸入が必要であり、そのため、果物缶詰であれば、主要な輸入国である中国、タイ、南アフリカ及びインドネシア、野菜缶詰であれば、中国、イタリア、米国及びタイの提案並びに意見を尊重しながら適宜対処したい。

議題 5. 急速冷凍野菜のコーデックス規格改訂原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回部会において、現存する急速冷凍野菜規格の改訂を新たに開始すること、及び米国を中心とする電子作業部会において改訂原案を検討することに合意した。本議題については、2011年の第34回総会において新規作業として承認された(前回部会以前の経緯については、果実缶詰のコーデックス規格改訂原案と同様)。

(対処方針)

冷凍野菜の日本国内の生産量は約96千トン(2010年実績)。輸入量は829千トンと輸入品が大半を占めている状況。主要な輸入国は中国、アメリカ、タイ、カナダなどである。 これらの国々の意見を尊重しながら適宜対処したい。

<u>議題 6. 充填剤中の果実缶詰及び野菜の最小固形量を管理するための計測学の規定を含む</u>サンプリングプラン原案(ステップ 4)

(経緯)

本議題については、第23回部会(2006年)でフランスより新規作業が提案され、第30回総会(2007年)において作業開始が承認された。缶詰中の固形分がどれくらい以上あれば合格とするかのサンプリング方法を定めようとしたが、その方法について意見が分かれている。今回の部会において妥協点が見出せなかった場合には作業中止とすることが合意された。

(対処方針)

現在、提案されているサンプリング原案に対して、日本側業界としては特段の意見はないが、関係国間の利害の対立が大きいことから、作業中止の方向性で対処したい。

議題 7. 加工果実・野菜の食品添加物条項

(経緯)

現在部会で策定している規格案における添加物条項の検討及び既に規格化されたもののうち、改訂が必要な個別食品規格の添加物条項の見直し作業を行っているもの。

今次部会では、乾燥ココナッツ、食用オリーブ、果実缶詰、保存用トマト、加工トマト

抽出物及び果実・野菜漬物の添加物条項について検討される予定である。

(対処方針)

日本における保存用トマト、加工トマトにおいては、食品添加物は使用されていない。 また、乾燥ココナッツについては日本において生産がほどんどないため、基本的には製品輸入が中心。

一方、果実・野菜漬物については、一部企業から海外への輸出実績があることから、我 が国における漬物製品への食品添加物の使用実態が規格に適切に反映されるよう適宜対処 したい。

議題 8.選定された加工果実・野菜のコーデックス規格に関する事項

(経緯)

前回部会において、以下の規定の対処方法についてコメントを求めることが合意された。 今次部会では、提出されたコメントをベースにして討議が行われる予定。

①果実及び野菜漬物規格における充填剤規定

本規定に関しては、策定中であった「野菜缶詰の充填剤のためのガイドライン」を規格に引用する予定であったが、第 24 回部会 (2008 年) において、独立したガイドラインの策定を中止し、野菜缶詰の規格本体の中に含めることに合意したことから、果実及び野菜漬物規格の充填剤に関する規定を新たに策定するか、野菜缶詰の規格中の充填剤規定を引用するか検討される。

②アップルソース缶詰の規格に含める分析法

2001 年及び 2003 年に改訂案が採択された規格中の分析法セクションには、コーデックス規格集 13 (分析法及びサンプリングに関する規格集) を参照するよう規定されていたが、全ての規格集 (Volume 1~14) が廃止されたことに伴い、規格集を参照するのではなく、分析・サンプリング法部会で規格ごとに個別に承認された分析法が今後個々の規格中に規定される予定になっている。しかしながら、アップルソース缶詰規格のみ特定された分析法の規定がないため、規格に含める分析法について検討される。

(対処方針)

①については事業者から現在のところ、野菜缶詰の規格によって輸出に支障あるとの報告がないところ。そのため、野菜缶詰の充填剤についても特に意見が出されていない状況。

野菜個別の規格設定により、輸出に影響がないよう、既に採択されている野菜缶詰規格中の充填剤規定を引用することに賛成する方向で対処したい。

②については、規格中に分析法を必要とする成分要素が規定されていないことから、分析法の必要性について明確化を求める方向で対処したい。

議題 9. 朝鮮人参製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大に関する討議文書 (経緯)

前回部会において、韓国より提案されたものの、提案内容をより深く検討するために、 地域規格がカバーしている内容及び朝鮮人参製品に関する関連情報を含んだ討議文書を韓 国が作成し、今次部会で検討することとなった。

(対処方針)

日本で生産されている Ginseng(人参)は、高麗人参(Panax Ginseng C.A. Meyer)である。平成 20 年(2008 年)の日本における Ginseng の生産量は約8トンに留まっているところ。生産地は福島、長野及び島根の中山間地域にて栽培されているが、栽培期間が6年にもわたるため生産者は年々減少。人参の最終用途としては、食用と薬用にそれぞれ1:1で流通しているが、薬用向けについては卸売御者に売り渡した後は薬品として流通。食品として流通するものについてはサプリメントなどの健康食品などの製造事業者に供給。中国、韓国で生産量が多く、北米ではカナダなどが生産が多い。日本としては需要に供給が追い付かず、輸入をしているところである。現行の地域規格の内容は、我が国の人参製品生産・輸出に支障がないところ、特に輸入量の多い、中国や韓国の意向をよく把握しながら、原則、世界規格化に賛成しつつ適宜対処したい。

議題 10. 化学的に香り付けした水性飲料のコーデックス規格策定に関する討議文書 (経緯)

前回の部会において、本飲料に使用されている食品添加物の量に関し、安全性に対する 懸念があること、及び誤解を招く恐れのある表示や強調表示に関連する問題があることを 理由にケニアより新規作業が提案された。作業提案がなされた製品は、加工果実・野菜に 関連しないことから、部会の付託事項には該当しないとして作業開始に反対する国もあっ たが、部会の付託事項の修正案に、果実ジュース、ネクター及び関連製品の検討について も含むこととなったことに鑑み、ケニア、ブラジル及び米国が作成する討議文書をベース として今次部会において更に検討されることとなった。

(注:CCPFVの付託事項修正案については、第34回総会(2011年)において、言葉の意味が不明瞭であるとして「関連製品」を削除した上で承認された。)

(対処方針)

資料未着。討議文書の内容をベースに検討することとなっているため、討議文書が届き 次第、総会での CCPFV の付託事項に関する決定を踏まえ、当該製品及び提案の内容が部 会の付託事項に沿った内容であるのかどうかを含め検討し適宜対処したい。

議題 11.その他の事項及び今後の作業

11(a) 加工果実・野菜のコーデックス規格の改訂に関する作業の状況

(経緯)

前回部会において本議題については言及されていないが、規格改訂の進捗状況について 報告されるものと思われる。

(対処方針)

資料未着。適宜対処したい。

議題 12. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

議題 13. 報告書の採択

本会合における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるよう適宜対処する。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第18回アジア地域調整部会

日時:2012年11月5日(月)~11月9日(金)

場所:東京(日本)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会並びにその他の部会及び特別部会からの付託事項
3	次期コーデックス戦略計画2014-2019案
4	地域に関するコーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動
5	ステップ4での規格原案の検討
5(a)	非発酵大豆製品の地域規格原案(新規作業採択:2005 年)
5 (b)	テンペの地域規格原案 (新規作業採択:2011年)
5(c)	のり製品の地域規格原案(新規作業採択:2011年)
6	地域に関連する課題
7	各国の食品管理システム及び食品規格策定への消費者の参画
8	各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用
9	地域における栄養問題
10 (a)	CCASIA 地域戦略計画 2 0 0 9 - 2 0 1 4 の実施状況一地域における専門家・機関リストのためのガイダンス案
10 (b)	CCASIA 地域戦略計画 2 0 1 5 - 2 0 2 0 案
11	ゆず茶に関する討議文書
12	食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書
13	地域調整国の指名
14	その他の事項並びに次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第18回アジア地域調整部会(CCASIA)の主な検討議題

日時:2012年11月5日(月)~11月9日(金)

場所:東京(日本)

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。適宜対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会並びにその他の部会及び特別部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される予定。特に、 以下の事項について留意して適宜対処したい。

1) 第35回総会(CAC)からの付託事項

①プロセスチーズの規格原案

本規格の策定の是非については、コーデックス乳・乳製品部会及び総会において 14 年以上検討されている。第 33 回総会 (2010 年) の決定により、本件については各地域調整部会の見解を聴取することとなったことから、前回の第 17 回 CCASIA において検討され、部会としては規格化の必要なしという結論に達した。本年 7 月に開催された第 35 回総会において再度検討した結果、規格の策定作業は中止されたものの、各地域調整部会において規格の必要性及び作業範囲の特定について更に検討することとされた。

我が国としては、第 17 回 CCASIA における合意を踏まえ、引き続き規格策定には反対であるとの立場で対処したい。

②スパイス、芳香ハーブ及びそれらの製剤に関する新部会の設立

第35回総会において、インドより新部会の設立が提案されたもの。総会は、新部会の設立に関する各地域調整部会の見解を聴取することに合意した。次回総会において、各地域調整部会の見解及びインドが作成する討議文書をベースにして更に検討される予定。我が国としては、反対はしないものの、部会設立に伴う各国やコーデックス事務局の負担にも考慮しつつ、作業範囲を明確にし効率的な部会運営方法を模索することが適当との立場で対処したい。

2) 第43回食品添加物部会(CCFA)からの付託事項

チリソース及び発酵大豆ペーストの地域規格の食品添加物条項に関し、CCFAで承認されなかった食品添加物、及び承認された添加物のうち一部の添加物に関する CCFA からの要請について再検討される予定。

我が国のチリソース及び発酵大豆ペーストにおける食品添加物使用の実態を踏まえ適 宜対処したい。

仮議題3. 次期コーデックス戦略計画2014-2019案

コーデックス戦略計画案の項目のうち、これまで総会及び執行委員会で議論されたことのない、①期待される成果と測定可能な指標を示した活動計画及び②主として新たに加わった活動(Activity 1.2.3(加盟国のコーデックス規格の実施状況を計る仕組みを開発する)、Activity 2.3.4(専門家会合でのレビューに使えるようなデータ提出に係る協力を促すための途上国のメンバー国間のネットワークの設立を促す)、Activity 3.1.2(途上国の参加効率を向上させるパートナーシップイニシアチブの使用を促進する)、Activity 4.1.4(コーデックス作業文書の速やかな配布を促進する))を中心に検討することとされている。我が国としては、コーデックスの戦略計画の活動及びこれを測定する指標が明確であることが重要であるとの立場で対処したい。

仮議題 4. 地域に関するコーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動

FAO/WHO の活動及びコーデックス信託基金の実施状況について報告される予定である。 適宜対処したい。

仮議題 5. ステップ 4 での規格原案の検討

5(a). 非発酵大豆製品の地域規格原案(新規作業採択:2005年)

本議題は、中国からの提案により2002年から議論されている。

前回会合では、第62回執行委員会の勧告に基づき、製品の分類や定義の策定が困難な 状況を踏まえ、規格化しやすい製品に対象を絞るための検討を行ったが、現行案の対象 全て(①豆乳、②豆腐、③圧縮豆腐及び④湯葉)を対象とすることが合意され、我が国 は留保を表明した。引き続き、規格原案の内容がパラグラフ毎に検討されたが、更なる 修正が必要であることから、中国を中心とする電子作業部会を設置し、今次会合に向け 検討することが合意された。また、今次会合では、全体会合の開催に先立ち、本議題に 関する物理的作業部会を開催することも合意された。

対象となる製品の定義や品質要件等、我が国の非発酵大豆製品の生産実態を反映した 規格となるよう対処したい。

5(b). テンペの地域規格原案 (新規作業採択:2011年)

前回会合で総会に新規作業開始の採択を求めることが合意された。また、インドネシアを議長とした電子作業部会を設置し、今次会合での検討に向け、規格原案を作成することが合意された。

今次会合では、電子作業部会で作成した規格原案について検討される予定である。我 が国のテンペ生産の実態が反映されるよう対処したい。

5(c). のり製品の地域規格原案(新規作業採択:2011年)

前回会合で韓国が本製品の地域規格策定について提案したものの、域外にもかなりの量が輸出されていることから、地域規格ではなく、世界規格として策定することに合意し、韓国が新規作業として魚類・水産製品部会(CCFFP)に提案することを勧告した。

第31回 CCFFP では、部会の付託事項(TOR)はのり製品をカバーしていないこと、当該製品にかかる食品安全リスクが不明であるとして新規作業に反対する意見と、世界中

で広く貿易されており重金属汚染が確認されていることから作業開始を支持する意見が 出された。CCFFP としては、時期早尚であるとして当該作業を開始しないことに合意、 地域規格の策定を勧告した。

第65回執行委員会は地域規格として策定することを総会に勧告することに合意し、第34回総会において地域規格の策定を承認した。

規格原案は未着であるが、我が国としては産業界の実情及び現在の貿易実態を踏まえ、適切な規格となるよう適宜対処したい。

仮議題 6. 地域に関連する課題

本議題については、第16回部会より独立した議題として議論されている。前回会合において、より効果的な情報交換を行うために、次期調整国(日本)が共通の関心事項の特定を促進するために作業文書を作成することが要求された。

資料未着であるが、コーデックスの活動に関連する地域内の関心事項について、各国の 意見を聴取しつつ、共通の関心事項について必要があれば地域の意見を集約又は集約する 方向で、次回会合又は他部会での検討を始める可能性も含め適宜対処したい。

仮議題 7. 各国の食品管理システム及び食品規格策定への消費者の参画

各国における食品管理システムの制度及び体制、他国とのコミュニケーション、ネットワークの構築、コーデックス活動に対する関係者の参画や FAO/WHO 専門家会議へのデータ提出状況などについての情報交換が行われる予定である。

資料未着であるが、我が国における前回会合以降の取組みを中心に情報提供するととも に、部会で収集した情報は有効に活用されるべきとの立場で対処したい。

仮議題 8. 各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用

各国の食品に関する法律や規則の策定/改訂状況、その策定/改訂へのコーデックス文書の寄与度やリスクアナリシス原則の適用を促進するための活動などについての情報交換が行われる予定である。

資料未着であるが、適宜、我が国の実情について情報提供することとしたい。

仮議題 9. 地域における栄養問題

WHOの食事、身体活動及び健康に関する世界戦略の実行、栄養表示及び強調表示の使用、教育、肥満や体重過多又は不足などの栄養に関連する問題について情報交換が行われる予定である。

資料未着であるが、適宜、我が国の栄養に関する施策や取組みについて情報提供することとしたい。

仮議題 10(a). CCASIA 地域戦略計画 2 0 0 9 - 2 0 1 4 の実施状況

第 16 回部会(2008 年 11 月)において策定されたアジア地域戦略計画の実施状況について議論される。

さらに Objective 4, Action 4.2. にある地域における専門家・機関リストの作成については、調整国から地域における専門家・機関リストのためのガイダンス案が示されている

ことから、我が国としては本リストの作成にあたっては、リストの目的、専門家・機関の要件、期待される役割及びリストの活用方法等を明確にすることが重要との立場で対処したい。

仮議題 10(b). CCASIA 地域戦略計画案 2015-2020案

前回会合において、次期調整国に対し2009~2014年の戦略計画の実施状況を更新し報告すること及び部会で討議するための新たな戦略計画の予備案の準備を要請することとされた。これを踏まえ、我が国から、本年8月に①アジア地域加盟国のコーデックス作業への貢献、②加盟国間のコミュニケーションの強化、③コーデックス活動の活用及び④アジア地域加盟国の科学的及び技術的な能力の向上を目標とした次期 CCASIA 地域戦略計画案を示した。今次会合では、本戦略計画案について、各国からのコメントをもとに本戦略計画の目標(Goal)、戦略目的(Objective)等の一般的な事項を中心に議論される予定である。

我が国は、地域戦略計画の達成度を上げるためには、地域内での共通の関心事項について、類似の気候や食文化を有するアジア地域加盟国間での情報共有等のアジア地域調整部会の活動を通じてアジア地域の意見を集約することが重要との立場で対処したい。

仮議題 11. ゆず茶に関する討議文書

前回会合において、韓国が地域規格策定を提案したが認められず、今次会合での検討に向け、韓国を議長とする電子作業部会を設置し、地域規格策定のための討議文書の改訂作業を行うこととなった。今次会合においては、改訂された討議文書が検討される予定である。

我が国は電子作業部会に参加しているものの、現在のところ電子作業部会は動いていない。

討議文書未着であるが、「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に照らし、本提案の内容と現存するコーデックスの個別食品規格との違いの明確化を求めつつ、規格化の必要性について更に精査すべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 12. 食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書

前回会合において、ラオスが地域規格策定を提案したが認められず、今次会合での検討に向け、ラオスを議長とする電子作業部会を設置し、地域規格策定のための討議文書の改訂作業を行うこととなった。今次会合においては、改訂された討議文書が検討される予定である。

我が国は電子作業部会に参加しているものの、現在のところ電子作業部会は動いていない。

討議文書未着であるが、「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に照らし、規格化の必要性を裏付ける貿易データ等の提示を求めつつ、規格化の必要性について更に精査すべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 13. 地域調整国の指名

現在、我が国が地域調整国を務めているところである(1期目:2011年7月~2013年7

月)。他のメンバー国の意向を尊重しつつ、推薦があれば再任するとの立場で対処したい。

仮議題14. その他の事項及び次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 15. 報告書の採択

本会合における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるよう適宜対処したい。

プレスリリース

平成 24 年 9 月 14 日 農 林 水 産 省

「第18回 コーデックス アジア地域調整部会」の開催及び 一般傍聴について

平成24年11月5日(月曜日)から9日(金曜日)までの期間、イイノ カンファレンスセンター(東京都 千代田区 内幸町)において、「第18回 コーデックス アジア地域調整部会」が開催されます。

会議は公開です。ただし、カメラ撮影は冒頭のみとします。会議は、英語、中国語及び日本語で同時通訳されます。

1 開催概要

- (1) 今般、コーデックス委員会(*1) アジア地域調整国である我が国が主催(事務局:農林水産省)する「第18回 コーデックス アジア地域調整部会(*2)」が開催されます。 会議は、英語、中国語及び日本語で同時通訳されます。
- (2) コーデックス委員会及び第 18 回 コーデックス アジア地域調整部会の詳細については、新たに設置した以下の URL ページ(日本語及び英語)でご覧になれます。
 - ・日本語

http://www.maff.go.jp/j/ccasia/index.html

・英語

http://www.maff.go.jp/e/ccasia/index.html

- *1 コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963 年に FAO 及び WHO により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の策定等を行っています。我が国は 1966 年から加盟しています。
- *2 アジア地域調整部会(FAO/WHO Coordinating Committee for Asia (CCASIA))は、コーデックス委員会によって設置された地域調整部会の一つであり、アジア 23 カ国をメンバーとして 1978 年から作業を行っています。同部会の主な目的は、アジアのメンバー国間のコミュニケーション及び食品のアジア地域規格策定の推進です。日本は 2011 年 7 月からアジア地域調整国に任命されています。

2 開催日程及び場所

開催日:平成24年11月5日(月曜日)~9日(金曜日)

*11月8日(木曜日)は調整日のため、原則として会議は開催されない予定です。

会場:イイノ カンファレンスセンター

所在地:東京都 千代田区 内幸町 2-1-1

(1/4)

会場アクセス ・地図は以下の URL ページでご覧になれます。 http://www.iino.co.jp/hall/access.html (外部リンク)

3 仮議題

- 1. 議題の採択
- 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 3. 新コーデックス戦略計画案 2014-2019
- 4. 地域においてコーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動
- 5. ステップ 4 での規格案の検討
 - (a) 非発酵大豆製品の地域規格案
 - (b) テンペの地域規格案
 - (c) のり製品の地域規格案
- 6. 地域に関連する課題
- 7. 各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画
- 8. 各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格の使用
- 9. 地域における栄養問題
- 10. 地域戦略計画
 - (a) 地域戦略計画 2009-2014 の状況把握
 - (b) 地域戦略計画案 2015-2020
- 11. ゆず茶に関する討議文書
- 12. 食用コオロギ及びコオロギ製品に関する討議文書
- 13. 地域調整国の指名
- 14. その他の事項及び次回会合の日程及び開催地
- 15. 報告書の採択

4 傍聴可能人数

80 名程度を予定しております。

5 傍聴申込要領

(1) 申込方法

インターネット又は FAX にて、以下のお申込先に、「第 18 回 コーデックスアジア地域調整部会」の傍聴を希望する旨、ご氏名(ふりがな)、ご連絡先(電話番号、電子メールアドレス、FAX 番号)、勤務先所属団体名、傍聴希望される日時等を明記の上、お申込みください。(電話でのお申込みはご遠慮願います。)

(2/4)

(インターネットによるお申込先)

https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/27b2.html

(FAX によるお申込先)

FAX 送付先:農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 国際基準チーム 宛

FAX 番号: 03-3507-4232

傍聴希望される日時:傍聴希望される日時について以下から選択し、番号(1~7)をご記入ください。(複数選択可)

- (1) 11月5日(月曜日)午前(10時00分~12時30分)
- (2) 11 月 5 日 (月曜日) 午後 (14 時 00 分~17 時 30 分)
- (3) 11月6日(火曜日)午前(9時30分~12時30分)
- (4) 11月6日(火曜日)午後(14時00分~17時30分)
- (5) 11 月 7 日 (水曜日) 午前 (9 時 30 分~12 時 30 分)
- (6) 11 月 7 日 (水曜日) 午後 (14 時 00 分~17 時 30 分)
- (7) 11 月 9 日 (金曜日) 午前 (10 時 00 分~12 時 30 分)
- *1 会議の開催時間は、会議の進捗状況に応じて変更されます。
- *2(7)11月9日(金曜日)午前は、報告書の確認が行われる予定です。
- ・ 車椅子の方、盲導犬、聴導犬又は介助犬をお連れの方は、その旨をお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。
- ・ 複数名お申込の場合も、お一人ずつの記載事項をお書きください。

(2) 申込締切

平成24年10月12日(金曜日)17時00分必着です。

(3) 抽選の実施

希望者多数の場合は抽選を行います。

傍聴の可否については、10月19日(金曜日)までにご連絡いたします。

■(4) 傍聴する場合の留意事項

傍聴される方は、入館時に受付で身分証明書を提示いただきます。

傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴を お断りすることがあります。

- (ア) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (イ) 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
- (ウ) 傍聴者は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・ 各国政府代表団等の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、IC レコーダー、ワイヤレスマイク等の使用

(3 / 4)

- ・ 新聞・雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
- · 喫煙
- (エ) 銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。
- (オ) その他、議長及び事務局職員の指示に従うこと。

6 報道関係者の皆様へ

報道関係者で取材を希望される方は上記の「傍聴申込要領」に従い、取材を希望する旨を記載し、インターネット又は FAX によりお申込みください。その場合、報道関係者である旨を必ず明記してください。

また、当日は受付で記者証等の身分証を提示していただきますのであらかじめ御了承願います。

お問い合わせ先

消費・安全局消費・安全政策課

担当者:国際基準チーム 近藤・湯地

代表:03-3502-8111 (内線 4471) ダイヤルイン:03-3502-8732

FAX: 03-3507-4232

当資料のホームページ掲載 URL http://www.maff.go.jp/j/press/

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 44 回食品衛生部会(CCFH)

日時 : 2012年11月12日(月)~11月16日(金)

場所 : ニューオリンズ (米国)

仮議題

1.	議題の採択
2. a)	コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項
b)	路上販売食品に関する近東地域の実施規範案
3.	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA)からの経過
	報告及び関連事項
b)	OIE(国際獣疫事務局)からの情報
4.	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案 (ステップ4)
5.	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫(Trichinella spiralis
	及び Cysticercus bovis) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
6.	スパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範の改定原案(ステップ
	4)
7.	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案
	(ステップ4)
8.	その他の事項及び今後の作業
a)	CCFH の業務の優先順位
b)	水分含量が低い食品の衛生実施規範に関する討議文書
c)	新規作業及び衛生実施規範の定期的な見直し/改定に関する討議文書
9.	次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2012年11月11日(日)に「CCFHにおける作業の優先順位の設定に関する作業部会」及び「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定に関する作業部会」が開催される予定。

第44回食品衛生部会(CCFH)の主な検討議題

日時:2012年11月12日(月)~11月16日(金)

場所:ニューオリンズ(米国)

主要議題の検討内容

仮議題4. 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改定原案(ステップ4)

第41回のCCFHにおいて新規作業の開始が合意されて以降、フィンランドと日本が作業部会の共同議長国となり改定作業を進めているもの。前回会合では本体文書の詳細な検討は行われず、主要な問題点及び今後の作業方針を議論したのみで、ステップ2に差し戻された。本年5月にフィンランドと日本を共同議長国とし、イタリアにおいて開催された物理的作業部会でとりまとめられた修正原案が示されており、今後、ステップ3で各国から提出されたコメントをもとに、今次CCFH開催日前日に物理的作業部会を開催し、再修正案を策定した上で、部会で議論が行われる予定である。

本改訂作業は、新しいリスク管理に関する数的指標(①食品安全目標(FS0)、②達成目標(P0)、③達成基準(PC))を設定することを可能とした新しい概念や、昨今の新たな微生物リスク評価の研究成果を適宜反映させることが目的である。

本年5月に開催された物理的作業部会では、前回部会で編成された複数の国からなる各チームが作成した7つの実務的な事例についての概要説明及びそれらの内容を踏まえた本体文書の見直しを行った。また、各事例については各チームにおいて必要な修正を行った上で、本体文書とは独立した別の文書として配付することとされ、今次部会において取り扱いを検討することとされた。

科学的に適切かつ実行可能性のある文書となるように配慮しつつ、少なくとも本体文書については早期に合意に達するよう対応したい。

仮議題 5. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫(Trichinella spiralis 及び Cysticercus bovis) の管理のためのガイドライン原案(ステップ 4)

前々回会合で新規作業の開始が合意された議題で、前回部会では、詳細な文書の検討は行われず、今後の作業方針や進め方についての議論したのみで、ステップ2に差し戻された。前回会合の決定に伴い設置された電子作業部会(議長国:EU及びニュージーランド)が作成した修正原案をもとに議論が行われる。

原案は CCFH で策定されたリスク管理の枠組みに沿って、リスク管理の初期作業、 リスク管理オプションの特定と選択、管理措置の実施及びモニタリングと再評価の 4 つの要素に分けて、関連する内容が記載されている。

イノシシ科の肉における Trichinella (トリヒナ) については、OIE において本年7

月に実施された当該寄生虫に係る OIE コードの改訂作業の状況等も考慮して、ガイドライン原案に記述することとされている。

牛肉における Cysticercus bovis/Taenia saginata (牛の無鉤嚢虫) については、本年9月に行われた FAO/WHO 専門家会合における議論等も踏まえて、本寄生虫が公衆衛生に及ぼす影響 (リスク) に関する科学的な評価などを記述することとされているが、当該寄生虫の汚染率などのリスクに応じた有効な管理措置 (食肉検査方法等)が確立されるよう注視する必要がある。

これらを踏まえ、当該ガイドラインが科学的に適切かつ実効可能性のある文書となるよう、適切に対応したい。

仮議題 6. スパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範の改定原案 (ステップ 4)

前回会合において、米国が新規作業の提案を行い、本年7月の総会で新規作業として承認された議題である。前回会合の決定に伴い設置された電子作業部会(議長国:米国)において、食品衛生に関する一般原則(CAC/RCP 1-1969)や生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範(CAC/RCP 53-2003)との整合性などを考慮した検討が行われ、改定原案が提示されている。

科学的に適切かつ実効可能性のある文書となるよう、適切に対応したい。

仮議題7.生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案(ス テップ4)

前回会合で新規作業として総会に提案することに合意し、本年7月の総会で新規作業として承認された議題である。前回会合の決定に伴い設置された電子作業部会(議長国:ブラジル)において、これまでに策定された付属文書などを参考に検討が行われ、原案が提示されている。

ベリー類を原因とした食中毒の発生予防のため、実行可能でかつリスクを低減する 上で効果的な付属文書となるよう、適切に対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 34 回栄養・特殊用途食品部会

日時:2012年12月3日(月)~12月7日(金)

場所:バート・ゾーデン・アム・タウヌス (ドイツ)

仮議題見込み*

1	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養
1	参照量(NRVs)の追加/改訂原案(ステップ4)
2	表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりの
4	ある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の策定と見直しのための原則
	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わ
8) りのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原
	則案(ステップ4)
l	一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わ
,	/ りのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) の原案 (ステップ 7)
3	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL
3	9-1987) の改訂原案 (ステップ4)
1	乳幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改訂案(ス
4	テップ7)
_	乳幼児用の穀物加工食品の規格 (CODEX STAN 74-1981) の修正原
5	案:低体重児用の新規 PartB の挿入(ステップ 4)
C	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格(CODEX STAN
6	156-1987) の見直しについての提案

^{*}仮議題未着につき、仮議題見込みとした。

第34回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)の主な検討議題

日時:2012年12月3日(月)~12月7日(金)

場所:バート・ゾーデン・アム・タウヌス(ドイツ)

主要議題の検討内容

議題未着及び一部資料未着につき、各議題番号は仮のものであり、対処方針は現時点のも のである。

1. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追 加/改訂原案(ステップ4)

(経緯)

現行の栄養参照量(Nutrient Reference Values: NRVs)」は栄養表示ガイドラインの本 文に、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルのNRVs策定のための一般原則は同 ガイドラインのANNEXに、それぞれ記載されている。しかし、現行のNRVsについてはデータ ソースが古いうえ、NRVs未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、前回部会では、55ヶ国から提出された各国の NRVs やその算定根拠及びデータ を基に議論が行われた。データに関しては、各国により共有の専門用語がないことや、デ ータ提出国の50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評 価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直 しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討するこ とが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが28種類全ての栄養素を対象とし た NRVs を評価することを提案したため、オーストラリアを座長とする電子作業部会を設置 することで合意し、原案をステップ3に差し戻し、今次部会で討議することで合意した。

栄養表示ガイドラインの NRVs はまだ更新に至っていないが、新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) が ALINORM 10/33/26の Appendix IV に記載されている。

今次部会では、pNRVs の適切性について、主に議論が行われる予定である。 (対処方針)

pNRVs の値自体は、我が国の現行の栄養素等表示基準値と必ずしも一致するものではな いが、NRVs 策定の方法論については我が国にとっても参考になるため、NRVs の見直し作業 については科学的根拠を基に行うという立場で、適宜対処したい。

○ pNRVs の適切性について

¹ ビタミン、ミネラルの NRVs について、栄養表示ガイドラインの ANNEX には、36 ヶ月齢以上の一 般集団に適用される旨が記載されている。また、同 ANNEX には、ビタミン、ミネラルの NRVs につ いて、①消費者が個々の製品が健康的な食事摂取に相対的にどの程度寄与するかを推定するのに役立 つ、②製品間の栄養素含有量を比較するための一手段になることから、NRVs を使用してもよい旨が記 載されている。我が国では、NRVsに相当するものとして「栄養素等表示基準値」が策定されており、 栄養機能食品の表示事項として規定されている。

pNRVs は原則として INL98 を基にした値であることから、INL98 に基づく pNRVs の適切性 については、WHO/FAO 最新データベースの INL98 と比較して判定すべきとの考えで、適宜 対処したい。

なお、本件については、WHO/FAO最新データベースにある各国のIndividual Nutrient Level 98 (INL98) 2 +Adequate Intake (AI) 3 の中央値とpNRVsを比較し、その差異の大き さを基にpNRVsの適切性を判定する方法が、オーストラリアより提案されている。しかし、INL98 とAIは性質が異なるため、両者を統合して扱う上記手法については、方法論の妥当性が不明なため、我が国としてはこれを支持しない立場で臨む方針である。

2. 表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養 参照量 (NRVs) の策定と見直しのための原則

本議題については、食事に関連する栄養素欠乏による疾患や障がいを除いた非感染性疾患のリスクに関連する栄養素の表示を目的としたNRVs を議論するものである。

a) 一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の 栄養参照量(NRVs-NCD)を設定するための一般原則案(ステップ4)

(経緯)

前回部会では、表示を目的とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある 栄養素の栄養参照量(NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD)の一般原則における科学的根拠 の確からしさについて主に議論が行われた。我が国をはじめいくつかの国は、"Probable (おそらく確実)"は"Convincing(確実)"に比べると確からしさはやや弱いものの、 科学的根拠は十分であり、NRVsを参照する多くの諸外国においては必要であるものとして "Probable"を残すことを支持した。一方、EU や米国は、"Convincing"のみとすること を主張し、WHOは"Probable"を含めることを支持した。最終的には、本文から"Probable" を削除する一方で、根拠として、"Probable"を含めることの適切さについて検討すること を本文に追加することで合意した。また、本議題をステップ3に差し戻し、電子作業部会 (座長国:米国、共同座長国:タイ及びチリ)を設置することで合意した。

今次部会では、①NRVs-NCD の科学的根拠レベルを"Convincing"に限定するか"Probable"も含めるか、各国が独自に NRVs-NCD を設定する場合の科学的根拠レベルをどうするか、②ビタミン、ミネラルの NRVs 等、必要摂取量(nutrients requirements)に基づく NRVs と NRVs-NCD の一般原則に関する ANNEX を統合すること、③たんぱく質、脂質、糖質 (available carbohydrate)の NRVs 策定に関する新規作業の必要性等について、主に議論が行われる予定である。

(対処方針)

科学的根拠に基づく NRVs-NCD は、我が国としても賛成の立場で対処したい。

² ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

³ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において 不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限っ て算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的

なお、具体的事項については、以下のとおり対処する方針である。

① NRVs-NCD の科学的根拠レベルについて

我が国は"Probable"でも科学的根拠は十分である等の理由から、"Probable"を残すことを支持してきた。しかし、今次部会では前回部会とは異なり、コーデックス NRVs-NCD の科学的根拠レベルは、あくまでも最高のエビデンスレベルである"Convincing"に限定することを支持する一方で、各国については種々の事情が考えられることから、各国が独自に策定する NRVs-NCD の科学的根拠レベルは各国裁量とすべきとの立場で、適宜対応したい。

- ② 必要摂取量に基づく NRVs と NRVs-NCD の一般原則に関する ANNEX の統合について NRVs については、1 つの定義文に規定することが食品表示部会 (CCFL) より提案され、本年7月の第35回総会において、この定義案を栄養表示ガイドラインの新2.4章とすることが採択されている。我が国としても、本統合案について賛成の立場で適宜対処したい。
- ③ たんぱく質、脂質、糖質の NRVs 策定に関する新規作業の必要性について NRVs の策定にあたっては、現行の栄養表示ガイドライン、ANNEX 統合案、いずれの一般原則においても、FAO/WHO 最新データを一次資料とすべき旨が規定されている。

たんぱく質のNRVについては、現行の栄養表示ガイドラインでは50gと示されているが、FAO/WHO/国連大学 (United Nations University: UNU) 最新データ (2002年) ⁴に基づくと58gとなることから、NRVの見直しに関する新規作業には支持できると考える。

一方、脂質及び糖質については、十分な根拠データがないことから、これらの新規作業は支持しないとの立場で、適宜対処したい。

b) 一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の 栄養参照量 (NRVs) の原案

(経緯)

前回部会では、飽和脂肪酸(20g/2000kcal/day)、ナトリウム(2000mg/day)について、ステップ 5/8 として総会に諮ることが合意された。しかし、今年7月の総会では、マレーシアから、NRVs-NCD 策定の一般原則はまだステップ 3 であり確定していないとの反対意見があり、飽和脂肪酸とナトリウムの NRVs-NCD については、ステップ 5 で採択の上、WHO のレビュー作業の結果も踏まえつつ、部会において引き続き検討されることとなった。

(対処方針)

我が国としては、科学的根拠に基づき個々のNRVs-NCDを設定するという原則に立脚しつ つ、我が国及び各国の摂取状況の実態や制度等も考慮して、適宜対処したい。

3. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂原 案 (ステップ 4)

(経緯)

前回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらな

研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

^{4 『}ヒト栄養におけるたんぱく質とアミノ酸必要量』(WHO/FAO/UMU 合同専門家会議報告書: 2002

年)http://whqlibdoc.who.int/trs/WHO_TRS_935_eng.pdf

る検討が必要とのことから、本議題についてはステップ3に差し戻された。なお、最新の 改訂原案 (CX/NFSDU 10/32/5) の 3.2 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいず れについても各国事情に従うべきとの原則が示されている。

今次部会では、一般原則の枠組みについて、主に議論が行われる予定である。 (対処方針)

本議題については、今後我が国の制度等に支障が生じないよう注視しつつ、適宜対応したい。

4. 乳幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991) の改訂案 (ステップ 7)(経緯)

本議題については、母乳保育が普及しているガーナにおいて、生後6ヶ月までは問題がないものの、その後の栄養不足が大きな問題となっていることから、「年長乳児及び年少幼児用補助食品のガイドライン (CAC/GL08-1991)」について、ガーナが見直しを提案しているものである。

前回部会では、電子作業部会(共同座長国:ガーナ、米国)で議論された結果等を基に 議論が行われた。

最終的に議長からの提案により、調整補助食品は $6\sim24$ ヶ月及びそれ以上の乳幼児に使用されるべきものであり、2002 年の WHO の報告書に加え、2003 年及び 2005 年のガイダンスの原則に関する文書を脚注に引用することで合意した。

また、原材料や衛生等、他の基準との整合性も含めて追加、更新、修正が行われるとともに、汚染物質については新規で項目が追加された。

本改訂原案についてはステップ 5 での採択を総会に諮ることが合意され、第 35 回総会に おいて採択された。

(対処方針)

我が国や各国の当該製品に関する制度等の実態を踏まえ、適宜対処したい。

<u>5. 乳幼児用穀物加工食品の規格(CODEX STAN 74-1981): 低体重児用の新規 PartB の挿入</u> (ステップ 4)

(経緯)

本議題については、穀物を原料とした栄養補助食品について、インドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。インドの提案に対し、WHOより、途上国における小児の問題は低体重もさることながら肥満の問題もあることから、今後の検討には科学的な精査が必要であるとの懸念が示されたものの、タイをはじめとする複数の国が本作業をコンセプトを支持している。

前回部会では、インドを座長とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、 エネルギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われたが、部会では十分な討議が できなかったため、今次部会ではステップ3でコメントを回付し、検討することで合意し た。

(対処方針)

資料未着。

我が国などの先進国には必要とされる規格ではないが、前回部会同様、途上国における

必要性に関する科学的根拠を踏まえ、各国の発言等に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

6. フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに ついての提案

(経緯)

ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に 入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲(全面的か部分的か)について提案したが、十分な討議ができなかったため、今次部会で検討することとなった。なお、前回部会では、WHO の代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格において、フォローアップフォーミュラに関する作業が WHO で進行中であることが示された。

(対処方針)

当該規格の改訂の必要性の有無に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第7回家畜の飼養に関する特別部会

日時:2013年2月4日(月)~2月8日(金)

場所:ベルン (スイス)

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告
4	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案(ステップ 7)
5	飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス案 (ステップ 4)
6	その他の事項及び今後の作業
7	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2013年2月3日(日)に「リスク評価を飼料に適用するため のガイドライン案に関する作業部会」が開催される予定。

第7回家畜の飼養に関する特別部会(TFAF)の主な検討議題

日時:2013年2月4日(月)~2月8日(金)

場所:ベルン(スイス)

本部会開催の経緯

第33回コーデックス総会(2010年)において、飼料に含まれる各種ハザードに既存のリスク評価手法をどのように適用すべきかを記載した各国政府向けガイドラインを作成することを目的とした特別部会の設置が了承された。具体的な付託事項は、①リスク評価を飼料に適用するためのガイドラインの作成及び②飼料中のハザードの優先順位リストの作成である。本特別部会は2回又は3回の会合でこの2つの付託事項に関する作業を完了することとされており、前回会合は、これらの付託事項について議論が行われた初めての会合であった。

前回会合の結果、①についてはガイドライン原案をステップ5に進めることで合意され、 本年7月に開催された総会において原案が了承された。

一方、②については、各国それぞれ家畜の飼養環境が異なり、重要となるハザードが異なる中、世界各国共通の優先順位リストを作成することは不可能との理由から、各国政府が優先的にリスク管理を行うべき飼料中のハザードを決める際にどのような考え方に基づき優先順位付けを行うべきか示した文書(飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス)の作成に作業内容を変更することとされた。また、会合後に、電子作業部会(議長国:スイス、日本も参加)を設置し、文書案の再検討が行われた。本部会においては、電子作業部会においてまとめられた原案について議論を行う。

主要議題の検討内容

議題1. 議題の採択

事前に送付された仮議題の是非を求めるもの。適宜対応したい。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明される予定。適宜対応したい。

議題 3. FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告

FAO、WHO、OIE からそれぞれの活動について報告がなされる予定。 適宜対応したい。

議題 4. リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案(ステップ7)

(経緯)

前回会合において合意された文書では、コーデックスにおけるリスク分析の枠組みの中でのリスク評価の位置づけを説明した上で、リスク評価の手順として、ハザードの特定、ハザードの判定、暴露評価及びリスクの推定の各段階について、飼料中のハザードのリスク評価を行う際の留意事項を示している。

本文書に関する今後の検討事項として、用語の定義及び参考文書の精査と、本特別部会において検討されているもう一つの文書であるハザードの優先順位付けに関する文書との関係をどのように記述すべきかといった事項が挙げられている。

本議題については、次回会合の開始前日に物理的作業部会を開催し、案文の検討を行う予定となっている。

(対処方針)

用語の定義については、コーデックスの手続きマニュアルや既存のガイドライン等の文書における定義との整合性に留意しつつ対応したい。また、参考文書としてリストすべき文書の記載及びハザードの優先順位付けに関する文書との関係に関する記述については、利用者にとって分かりやすい記載となるよう対応したい。

議題 5. 飼料中のハザードの優先順位付けに関する政府向けガイダンス案(ステップ 4) (経緯)

前回会合において作業内容が見直され、改めて原案を作成するための電子作業部会が設置された。

電子作業部会においては、まず、前回会合において合意された、優先順位付けのための判断基準(人への健康影響、飼料及び食品中にハザードが存在する程度、流通への影響)のそれぞれについて、影響や程度の大きさを判断する際に考慮すべき事項を書き出す作業がなされた。この作業において、日本からは、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」(平成17年8月25日公表)に基づき農林水産省がハザードの優先順位付けを選定する際の基準に沿って、考慮すべき事項に関する意見を提出した。具体的には、「人への健康影響」について判断する際に考慮すべき事項を、ハザードが微生物の場合(感染力の強さ等)と化学物質の場合(耐容摂取量の大きさ等)とで書き分けるよう提案した。また、「関係者の関心」についても別途考慮すべき事項として記載するよう提案した。

考慮すべき事項について各国から様々な意見が出された一方、考慮すべき事項を並べただけでは優先順位付けの手順が明確に分からないとの意見も出されたため、議長国(スイス)において原案の構成について再検討がなされた。

その結果、次回会合における検討文書として提示された原案では、考慮すべき事項ではなく優先順位付けの手順を中心に記載し、付属文書(Annex)として、ハザード/飼料/食品の組合せの例(どのようなハザードがどのような飼料原料中に存在するかを示した例と、それにより汚染される可能性のある食品の例)及びアフラトキシン等具体的なハザードについて優先順位付け手順を適用した場合の例が示されている。

なお、優先順位付けのための判断基準及び考慮すべき事項については具体的な記載はされず、本特別部会の作業目的である「動物由来食品の安全の確保」に関係するものを判断

基準として選ばなければならないという一般的な説明がなされている。 (対処方針)

本件に関しては、我が国における優先順位付けの手順を考慮しつつ、各国の事情に応じて柔軟な運用が可能なガイダンス文書となるよう対応したい。

議題 6. その他の事項及び今後の作業

適宜対応したい。

議題 7. 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応したい。